

令和8年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和8年3月11日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員	1番 田中 遼	2番 山本 剛
	3番 木下 伸一	4番 津村 俊二
	5番 益川 教智	6番 岩井智恵子
	7番 山岡 卓治	8番 橋 完司
	9番 永島 知香	10番 遠藤総一郎
	11番 石川 恵美	12番 工藤 義明
	13番 野並 享子	14番 田中 陽介
	15番 東郷 克己	16番 奥山文市郎
	17番 稲垣 誠亮	18番 荒川 泰宏

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	櫻本 直樹	教育長	北脇 泰久
病院事業管理者	前川 聡	政策調整部長	井狩 昭彦
政策調整部政策監	小池 秀明	総務部長	川尻 康治
市民部長	西村 拓巳	健康福祉部長	井出 徹哉
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	北田 一栄	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭
都市建設部長	布施 篤志	環境経済部長	中塚 誠治
教育部長	田中 明美	政策調整部次長	松井 健作
総務部次長	井狩 勝	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	辻 昭典	事務局次長	行俊 勉
書記	赤坂 悦男	書記	辻 拓

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(津村俊二) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は昨日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(津村俊二) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第9番、永島知香議員、第10番、遠藤総一郎議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(津村俊二) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。発言順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問に当たっては簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第8号、第8番、橋完司議員。

○8番(橋 完司議員) 皆さん、おはようございます。朝一番ということで元気を出してやっていきたいなというふうに思いますけれども、質問に入らせていただきます前に、今日は3月11日ということで、2011年の3月11日に東日本大震災が発生いたしました。2万2,000人余りの皆さんが犠牲になっておられます。犠牲になられた皆さんのご冥福をお祈りするとともに、今なお避難生活を強いられておられます皆さんに心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

申し遅れました。第8番、未来共創、橋完司でございます。

今日は2つほど質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、1つ目の質問でございますが、獣害対策の現状についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

市内山間地域、私が住まわせていただいています大篠原も含めて、北櫻、南櫻、あるいは妙光寺、小堤、入町といったところになろうかと思いますが、その地域で、ここ数年の間にイノシシや鹿などの獣害の出没が増えて、農作物への被害とともに耕作農地を荒らす被害が増加しております。被害に遭われている農家の方々はそれぞれにその対応を講じておられますけれども、追いついていないというのが現状ではなかろうかと思っております。特にイノシシの被害が顕著でございます、農地の被害のみならず、ひよっとすれば、このままいけば人的な被害が生じるのではないかというほどイノシシの数が増えております。

そこで、市としてその被害状況の把握、それから支援等についての現状をお伺いしたいと思います。

まず、第1問の質問になりますけれども、農業被害の実態を把握されているのか、あるいは、されているとすれば、直近5年間の農業被害額あるいは被害面積、その推移と作物別被害の傾向を把握しておられるのか、まず伺いたいと思います。よろしくお申し上げます。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、橋完司議員さんの1点目のご質問のほう、直近5年間の農業被害額と被害面積の推移、また作物別の被害の傾向についてのご質問にお答えさせていただきます。

野生鳥獣による被害の状況につきましては、農業共済組合への被害報告に基づきまして、被害額と被害面積、それから作物被害についての過去5年分をお答えさせていただきます。

まず、令和2年度では、被害金額は62万2,000円、被害面積で0.8ヘクタール、作物被害で稲のほうは2,310キログラム、それから豆類で434キログラム。続きまして、令和3年度は、被害額で79万6,000円、被害面積で0.84ヘクタール、作物被害で稲のほうは4,021キログラム、豆類で12キログラムとなっております。令和4年度は、被害額で20万1,000円、被害面積で0.21ヘクタール、作物被害で、こちらのほうは稲のみになってございます。稲で1,005キログラム。令和5年度は、被害額で60万3,000円、被害面積で0.63ヘクタール、作物被害で稲のほうは3,015キログラム。令和6年度では、被害額で43万3,000円、被害面積で0.

34ヘクタール、作物被害で稲のほうがり1,805キログラムとなっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 橋議員。

○8番（橋 完司議員） ご回答ありがとうございます。細かく調べていただいてご報告をいただきまして、ありがとうございます。

再質問をさせていただくんですが、この推移を見られて、右肩上がりではなさそうなんですけれども、部長としてどんな感想をお持ちでいらっしゃるかちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

以前、猟友会さんやH・W・Eさんの捕獲をお願いしている団体さんともちょっとお話しさせていただいたところ、いつか豚熱がありまして、それでイノシシのほうはかなり減少しておったということで、多分これを見てもみますと、ちょっと減っているようなところが令和4年度ぐらいなのかなというような感じがします。ただ、イノシシのほうがお聞きしておりますと、県の農産普及課さんの職員さんからお聞きしたお話ですが、野生のイノシシのほうは寿命年数がおおよそ2年と言われているものの、ただ繁殖力はかなり強くて1回の繁殖頭数もかなり多くて、なかなか急激にまた増えているのではないかと、このような感じでおっしゃっておられますことから、また被害額のほうもちょっと増えつつあるのかなと、このように考えてございます。

○議長（津村俊二） 橋議員。

○8番（橋 完司議員） ありがとうございます。

おっしゃっていますとおり、ちょうど豚熱がはやりました頃に私は地元の森林組合の役員をしております、当時、森林組合で作業に山のほうに出ていましたんですけど、令和3年、4年、その辺り、ほとんどイノシシに遭遇することがなかったというのが現実でございます、おっしゃっているとおりだと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきますが、イノシシの駆除実績について、直近の5年間の捕獲頭数、その推移と捕獲方法別の実績を教えてくださいなんですが、よろしくお願いをいたします。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、2点目の直近5年間のイノシシの捕獲頭数の推

移と捕獲方法別の実績についてのご質問にお答えさせていただきます。

市のイノシシの駆除実績につきましては、過去5年分のほうで、令和2年度は18頭、令和3年度は5頭、令和4年度は15頭、令和5年度は34頭、令和6年度は71頭と、このようにちょっとずつ増えているような形になってございます。捕獲方法につきましては、ほとんどが箱わなやくくりわなによるものになってございます。捕獲方法別については、ちょっと把握のほうはさせていただいておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 橋議員。

○8番（橋 完司議員） ありがとうございます。

令和6年度には71頭という数、この市内の中でイノシシが捕獲されているわけでございます。私の知る範囲、この71頭のうちの30頭前後が篠原学区で捕獲をされているというのを記憶しております。ありがとうございます。

それでは、次の質問に入らせていただきますが、市として獣害対策の協力団体、先ほども少しお話になりましたですけれども、NPO法人のH・W・Eさんと猟友会の2つだというふうにお聞きしておりますけれども、捕獲従事者の高齢化あるいは担い手不足の現状を把握しておられるのかお聞きしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、3点目の捕獲従事者の高齢化や担い手不足の現状についてのご質問にお答えさせていただきます。

獣害対策については、各団体様のほうが高齢化がやっぱり進んでございまして、高齢化に伴いまして全国的にも獣害被害に従事する人材の確保が非常に難しくなっていると、このように考えてございます。本市のほうでは、それぞれ今年度、狩猟団体においては30代の新規会員や若い年代の方を受け入れられた実績のほうを確認はさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 橋議員。

○8番（橋 完司議員） ありがとうございます。

30代の方が1人入られたということで、それは非常にありがたいことだなというふうに思いますが、なぜこういった質問をさせていただいたかといいますと、今皆さんもテレビでご覧になっていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるかと思うんですが、東北であっ

たりとか北海道のほうでは熊の出没でかなり人的被害が出ております。テレビの特集番組を見ていましたら、いわゆるマタギと言われる職種の方というんですか、熊を退治する、狩猟をされるという、その成り手がないという。その理由の1つに、H・W・Eさんの方なんかにもお話をお聞きすると、練習なんかもされないと、なかなか銃を持ったからといって山に入ってすぐに撃てるものではないという話をされました。やはり練習をしないといけない。ピストルの弾が散弾銃じゃなくて1発の弾なんですね。これが非常に高いらしくて、年間その弾だけで2、30万のお金が必要になってくるというふうにお聞きしました。テレビで出ておられた女性の方でしたですけれども、その方が質問をお受けになっていた中で、そういった負担があるのでなかなか、よし、マタギになってやろうとか狩猟者になってやろうというような方はいらっしゃらないというような話をされておられました。これはH・W・Eの皆さんも同じことをおっしゃっておられました。今、部長のほうからお話をいただいたように、30代の方がお一人お入りになったということは非常にありがたいことだなというふうに承りました。

どうしてこういうお話をさせていただくかといいますと、結局費用がかなりかかってくるということで、次の質問に入らせていただくんですが、捕獲奨励金制度、野洲市は年間契約みたいな形を取られて協力金みたいな形で市から出資していただいているようなんですけれども、私が思うに、今も申し上げましたとおり、捕獲頭数に応じて1頭当たりその協力金プラスいくらかの報奨金が、出していただくことができないのかというようなことをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、4点目の捕獲奨励金制度の内容と今後の拡充があるのかどうかというご質問にお答えさせていただきます。

深刻化します野生鳥獣による農林水産業等への被害の軽減を図るために、本市のほうでは令和8年度から鳥獣被害防止総合対策交付金を活用させていただきまして、狩猟団体が実施されますイノシシ及び鹿の捕獲活動に対しまして、捕獲頭数に応じた補助金のほうを交付させていただくと、このような予定でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 橋議員。

○8番（橋 完司議員） ありがとうございます。

非常にうれしいご回答をいただいて、恐らくH・W・Eさんあるいは猟友会の皆さんも

非常に喜ばれるのかなというふうに思いますし、意欲を高めていただけるのかなというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、続いての質問に入らせていただきますけれども、今イノシシ被害がかなりたくさん出ておりますので、それぞれに自己防衛をされているんですけれども、防護柵であったり、これは書いていますようにメッシュ柵あるいは電気柵がありますけれども、などの部材支援は今、野洲市としては自治会単位で提供していただいているんですけれども、これが個人農家への支援はできないのかお伺いしたいと思います。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、5点目の防護柵等の部材の個人農家への支援についてのご質問にお答えさせていただきます。

市といたしましては、農地を個々に守る手法ではなく、地域全体をイノシシによる被害から防止する手法が重要であると、このように考えてございます。それには、里山から侵入を防止する柵が効果的であると考えておりまして、これまでも引き続き、野洲市有害鳥獣被害対策協議会では必要とされる自治会に対して侵入防止柵等を配布してまいりますので、これらを活用していただければと考えています。このようなことから、あくまでも地域全体を守るということで、農業者個人への支援については現時点では考えておらない。このようなご答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 橋議員。

○8番（橋 完司議員） ありがとうございました。

農業者個人の支援は今のところ考えていないということなんですが、できれば将来に向かってそういったこともご検討いただけると非常にありがたいなというふうに思いますので、よろしく願いをしておきます。

それでは、次の質問に入らせていただきますが、今、農作物の被害だけでなくて農地を荒らされているのが現状でございます。

今からスライドをご覧になっていただきますけれども、これは昨年、篠原学区の会議の中で市の幹部の皆さんには一度ご覧になっていただいた画像といいますか映像でございますけれども、改めて今お示しをさせていただきます。皆さんは、お手元のタブレットで画像を確認していただいたほうがよく見えるのかなというふうに思います。今映っております向かって左側のスライド、写真ですけれども、こちらにつきましては、昨年の11月に小学校2年生のお子さんを持ったお母さんがお撮りになった写真でございます。これは大

篠原地先、大篠原の今は向山という山の中にイノシシがたくさんいていろんな被害が出ているんですけども、一見、見ていただくと、11月に撮られた写真でございますから、何か物すごく山里のこれから秋深くなっていく本当にいい風景だなというふうに映っているんですけども、これは決してそうじゃないんです。よく見ていただくと、手前のほうに鎖がかかっているかと思えます。この鎖の手前のほうは通学路です。これはお母さんが撮られたと先ほど申し上げましたですけど、どうしてお母さんがこれを撮られたのかといえますと、イノシシが出没するケースが増えていましたので、危ないですから車でそこまでお迎えに行っておられたんですね。ですから、書いていますように時間が3時半なんです。これは夕方ではないんです。3時半の時間にこの親子連れのイノシシが出てきているような状況です。これが続いております。この場所は、昨年市からご提供いただいた電柵を使いまして、ここには電柵を施しました。それ以後、ここから出てくることはないんですけれども、その右手側の写真はその近くで箱わなに捕られた、捕獲されたイノシシでございます。

次のスライド、これは今年の2月、随分前になりますけど、これもすぐ近くの田んぼでございます。この田んぼの手前、赤いポールが見えていますけど、これは電柵を施されているんですけど、電柵を蹴破って入っているんです、10頭ぐらいのイノシシが。これが毎日のように続いていたんですよ。これが現実なんです。

これをお見せすると少し驚かれると思うんですけど、向かって左側は、これは中主の野田地先で今年の11月に撮影されたものであります。ご存じのとおり野田地先に山はありませんよね。これは申し訳ないんですが、篠原学区のほうから光善寺川、それから日野川のあぜを通過して、堤防を介して中主の野田地先まで行っている状況です。それ以降、見かけたという話は聞いてはおりませんが、これが現状でございます。向かって右側、これは光善寺川沿いの、これは今年に入って、今年の1月に撮られた写真でございます。3頭ほど親子連れでイノシシが夜、これは9時頃ですね。

このイノシシが何をするかといえますと、これは皆さん、左側は小堤の田中地先。これは令和6年の状況です。右側は、私ども大篠原地先赤根地区ってあるんですけど、の地先の田んぼの状況です。向かって左側はこれも区画整理がされた田んぼでございます、今この辺りの区画整理は3,000平米が1区画になってございますので、30メートル掛ける100メートルのあぜがございます。この小堤地先の左側のあぜは100メートルでございます。100メートルのあぜがこんなになってしまうんです。あぜの法面ですね。

全部落とされているんです。右手は大篠原地先で今年の夏です。これは30メートルのあぜを全部落とされました。これ、一晩でやるんです。

ここで申し上げたいのは、あぜを落とされるじゃないですか。誰が直すねんという話になるんですよ。今、この辺りの市の支援というのはほとんどないんですね。区画整理をされている田んぼですから、実際それをやっていただくのは野洲川下流土地改良組合がやっていただくんですけど、なかなか年間を通して野洲川下流土地改良組合さんも予算がないということで、1回の補修をするのに1年で20万円ほどしか予算がありませんということで、先ほどの右側の写真に出ていましたその大篠原地先のところはすぐに業者に頼んで、それでも15、6万のお金がかかりました。直ったと思って、そうしたら1週間ほどたってから別のところで同じようなことが起きました。これは役員が全員出て自力で直させてもらいました。それが今現状でございます。そういったことを皆さんにご理解をいただきたいということで、お見せさせていただきました。ありがとうございました。

それでは、1つ目の質問の最後の質問をさせていただきますが、捕獲、防除、それから環境整備は三位一体で進めるべきだと考えておりますけれども、メッシュ柵等の設置をしようとしたときに、市として人的な支援をいただけないか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、6点目のほうと7点目のほうと合わせてご回答させていただきます。

農地が荒らされた場合の農地の復旧の市の支援のほうは、先ほど橋議員が申されましたように土地改良区と同様に、あくまでも公共的な空間、例えば農道の法面であったりとか、それから用排水路等、これは土地改良区さんのほうになるんですけれども、の施設につきましては、予算に限りはあるんですけれども、野洲市の農林水産事業補助金のほうを活用することが可能となってございます。ただ、個人農家さんを対象とした直接的な支援は残念ながらございません。

それから、防護柵の設置等への人的支援のほうにつきましては、基本的に被害対策のほうは3本柱というのがございます。1つ目は個体群管理ということで、農地周辺での鳥獣の捕獲、これはH・W・Eさんや猟友会さんのほうに箱わな、くくりわなで対応させていただいております。それから2つ目は侵入防止対策ということで、侵入防止柵の設置や管理、それから追い払いですね。3つ目のほうが生息環境管理ということで、農作物や残渣

物の管理や、それからほっておかれている果物等の果樹の伐採、それから除草作業等、緩衝帯を設けていただくような整備を行うことで、議員さんがご指摘のとおり三位一体で進めることが重要であると、このように考えてございます。

メッシュ柵、いわゆる侵入防止対策の1つであります侵入防止柵の配布につきましては、資材の提供を野洲市有害鳥獣被害対策協議会が行ってございます。その設置作業につきましては、地域が主体となって取り組んでいただくことを基本として地元自治会にお願いしているところでございますので、資材設置に伴う人的支援につきましては、現在のところ実施する考えはございません。

なお、令和8年度については、新たに有害鳥獣に特化した地域おこし協力隊を募集させていただきまして、狩猟団体との連携を行いながら捕獲や巡回体制の強化のほうを図ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 橋議員。

○8番（橋 完司議員） ありがとうございます。

最後に地域おこし協力隊ですか、そんなお話もいただいたんですけども、私が住まわせていただいています大篠原、先ほどお見せしました向山地先で今計画しているのが、向こう10年をかけて2.5キロの周辺にメッシュ柵を施そうかなという計画を今立てておりまして、どうしてそんなことを申し上げるかといいますと、その周辺にお住まいの皆さんは全ての方々が後期高齢、これ後期高齢と言ったらいかんのですかね、75歳以上のご家族ばかりなんです。そんな方に今さら出ていただいて、物だけ提供しますから造っておいってください、やっってくださいねなんて言えないんですよ。これが実態でございます。

皆さんご理解をいただいて、もしご協力をいただけるのであれば、よろしく願いをしておきたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、第2問目の質問に入らせていただきます。今、市立野洲地域医療センター、名前がそういうふうになりましたんですけども、院外処方に対応について少し気になりましたのでお伺いをさせていただきたいと思います。

現在の市立病院の門前には2軒の門前調剤薬局があります。以前は3軒でしたですけど、1軒はもうお閉めになりましたので今2軒ですよ。医療圏なんかを見ますと、今の野洲病院の半径1キロ以内に、数えてみますと大体11軒の調剤薬局、調剤をされている薬局がございまして。ということは、それだけあれば患者さんの利便性というのは保たれて

いるかと思うんですが、2027年3月に開院を予定されておられます市立野洲地域医療センターですけれども、どうも開院後に処方箋の対応が本当にしっかりとできるのかなど。今の時代に院内投薬というのはもう考えられないことですから、院外処方箋を発行されるのだと思うのですけれども、病院敷地内あるいはその隣接地において、いわゆる門前調剤薬局の新規開局予定はあるのか、その辺りをお聞きしていきたいと思いますが、まず第1問として、病院の設計段階において薬局スペースは計画上想定されていたのか、まずお伺いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（津村俊二） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 皆さん、おはようございます。

それでは、橋議員の2問目の質問についてお答えをいたします。

病院の設計段階において、薬局スペースは計画上想定されていたのかということですが、令和5年度中に策定に取り組んだ基本計画の段階では、正面玄関ホール西側建屋内にいわゆる敷地内薬局を計画しておりました。ところが、次の実施設計検討のさなか、令和6年6月の診療報酬改定によって敷地内薬局が算定できる調剤基本料がおよそ採算が取れない極端なレベルにまで引き下げられたため、当該スペースを確保しても業者の参入が難しい、困難であろうということになりました。そしてほぼ同時期に、新病院近傍の白地農地において民間業者が薬局整備を進められるとの情報を得たため、以降、現在も屋内、敷地内に薬局スペースは設けておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 橋議員。

○8番（橋 完司議員） 院長、ありがとうございました。

当初、敷地内薬局も検討されたようでございますけれども、院長もおっしゃっていただいていたように、なかなか敷地内薬局、この場におられる方がどこまでその辺りのこと、私もその業界で仕事をしておりましたのであれなんですけど、敷地内薬局というものがどんなものなのか。今、県内では滋賀大学の門前に日本調剤さんが敷地内でやっておられるのを存じ上げておりますけれども、調剤薬局さんというのは技術料が生きていく上の一番大きなポイントになるんですけど、それが非常に低い。今5点ですよ、たしかね。ということですから、よくその辺りは分かります。

それでは、続いての質問をさせていただきますが、地元薬剤師会さんとの協議はされたのか伺いたいと思います。

○議長（津村俊二） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 橋議員の2点目の質問にお答えいたします。

地元薬剤師会との協議についてですけれども、野洲市民病院整備事業等審議会の委員に守山野洲薬剤師会の会長に委嘱をしており、その審議の他、敷地内の薬局の整備などについて、病院事務部長が前任の薬剤師会の会長とも複数回協議をさせていただいております。

また、敷地内薬局を計画していた頃、滋賀県の薬剤師会の会長及び役員の先生方と敷地内の薬局の計画について協議したことがあります。同会のご意見は、地域のいわゆる面薬局、今、橋議員が言われた門前薬局とは違って地元の、地域の薬局の面薬局の振興に対峙する計画であるので取りやめてほしいというもので、そういったことについて意見交換をしたところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 橋議員。

○8番（橋 完司議員） ありがとうございます。

先ほど、少し院長のほうからお話がありましたけれども、近隣に白地農地というのがあるということで、そちらのほうで、どこの薬局さんか分かりませんが、開局といえますか開発をされようとしているという情報を得ていますというお話をいただきましたけれども、事業者からの出店の打診であったりとかその予定、今おっしゃっていただいたそれが返答になるのかなと思います。改めてお聞きしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（津村俊二） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 橋議員の3点目の事業者からの出店打診や公募の予定についてということでお答えをさせていただきます。

敷地内薬局を計画した段階では公募を検討しておりましたので、それに関して複数の出店打診が当時ありましたが、その計画を廃止して以降は打診はありませんけれども、周辺地等への出店に関わって複数の業者から当院の外来患者数や処方箋発行実績といった情報提供の依頼は現在も続いており、公平に可能な範囲の情報を提供しているなどの対応を行っております。

○議長（津村俊二） 橋議員。

○8番（橋 完司議員） ありがとうございます。

再質問をさせていただくんですが、もし可能であれば今の野洲病院さんの院外処方箋の

発行枚数、それが無理であれば1日当たりの平均の患者さんの数を教えていただけないでしょうか。よろしく願いをいたします。

○議長（津村俊二） 駒井病院事務部長。

○病院事務部長（駒井文昭） 手持ちの資料で処方箋の発行枚数につきましては持ち合わせておりません。申し訳ございません。外来患者数でございますが、概数でございますが220から30程度の患者さんが外来を受診されておられるところでございます。

○議長（津村俊二） 橋議員。

○8番（橋 完司議員） ありがとうございます。

220人から230人というお話でございました。実は私も先日、県の薬剤師会の役員をされている先生とたまたまお会いすることがありまして、私が野洲の人間だということをよくご存じいただいております、病院の話になりまして、どうやらその先生も県内で何店舗かの店舗展開をされておられまして、野洲病院での敷地内薬局を検討されたようです。もう詳しくは聞きませんでしたけど、そこで言われたのは、橋さん分かるやろと。いけると思うかというふうに言われて、それは先生、無理でしょうねという返答をさせていただいたのが本当につい先日でございます。ただ、220人から230人患者さんがいらっしやって、大体8割、160、170枚の処方箋は1日に発行されるのかなというふうに思いますけれども、それだけあれば門前にできても何とか、敷地内はちょっと無理だと思いますけど、何とか白地のところに開局をいただけるようにしてほしいなというふうに思いますけれども。

それでは、次の質問に行きたいと思っておりますけれども、先ほどからご返答いただいている中にもあったと思うんですが、薬局設置に関して主体的に関与されるのか、それとも民間判断に委ねられるのかちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（津村俊二） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 橋議員の4点目の質問にお答えいたします。

薬局設置の市の関与というか病院の関与についてでありますけれども、当該地域医療センターの付近での設置を含めて、薬局の設置に関わる個別の案件について、病院であったりあるいは市の行政が関与することはありません。ただし、高齢化の進展や独居高齢者等の増加に伴って、オーバードーズや残薬管理などに関わる服薬指導や相談を調剤薬局がより積極的に行うように求められているところ、いわゆる面薬局ですね。地域の薬局が周囲に住む患者のかかりつけ薬局としてそのような機能を果たしていくことが適切かつ必要で

はないかと考えています。これについて、地域包括ケアの構築を進める市または中核病院としましては、その促進、啓発に取り組んでいくことが必要であると考えているところです。

○議長（津村俊二） 橋議員。

○8番（橋 完司議員） ありがとうございます。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

院外処方箋は特定薬局への集中を想定されているのか、あるいは地域全体での分散対応を考えておられるのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（津村俊二） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） それでは、橋議員の5点目のご質問にお答えします。

院外処方箋は集中と分散どちらの想定かということです。先ほどのご質問にも関連いたしますけれども、地域包括ケアシステムの構築を進める立場から、市及び病院としては国が調剤の報酬点数表をもって示している方向性のとおり、門前集中ではなく地域ごとに分散して薬局があるほうが望ましいと考えています。

またしかし一方、新しい地域医療センターを徒歩や自転車、バスで受診される一部の患者さんや、自動車でも道中や住んでおられる地域に調剤薬局がない患者さんの利便性を考えますと、同センター近傍に最小限の規模でも調剤薬局があることが現在望ましいのではないかと考えています。

いずれにしましても、病院事業や市行政がそれらを具体的にあるいは個別的に誘致することは制度的にも不可能であると認識しているところ、最も重要なことは、市民あるいは患者さんに対してかかりつけ薬局を持つよう推奨、啓発していくことが重要であると考えております。

○議長（津村俊二） 橋議員。

○8番（橋 完司議員） ありがとうございます。

医薬分業が強く推進されるようになりましてから、もうかなり時間がたちました。今、分業率が全国で大体82%ぐらいというふうにお聞きしておりますけれども、恐らく滋賀県の分業率も大体82%、その前後かなと思います。私が現職のときにはまだそこまではいってなかったんですけど、この10年の間にかなり進んだのかなというふうに思います。

ただ、皆さん考えていただきたいんですけど、例えば近隣の県立総合病院であったりとか済生会病院、栗東の済生会病院もそうですけれども、滋賀医大ももちろんそうですけれ

ども、大きな病院の門前には必ずといっていいほど調剤薬局があります。それがあって当たり前になっているんですね。今、野洲市内のご開業をされている先生方の前にも一対一みたいな形で調剤薬局が、これがまさしく門前調剤薬局ですね、一対一の。院長がおっしゃっています、面ではないんですね。国が目指しているのは面なんですよ。かかりつけ薬局なんですよ。かかりつけ薬局をもっと推奨、啓発していかないと、今、野洲病院に通院されている野洲病院の患者さんは恐らく、新しい病院ができたならそこにも必ず薬局ができるというふうに思っているんじゃないかなと思います。できて初めて驚くのではなくて、事前の啓発が非常に必要になってくるのかなと僕は考えております。

新しい病院を建設されるに当たって、「新病院ニュース」を今出しておられます。これはボリューム9まで出しているみたいなんですけど、これを読ませていただきました。病院の建設の進捗度合いであったりとか、結びには野洲市と医療とのつながり、歴史みたいなものもコラムみたいな形で載せていただいています。これは非常に勉強になっていいんですけども、せっかくこういったものを出しておられるんですから、この中に、新しい病院というか、皆さんそれぞれにかかりつけ薬局をつくってくださいねというような啓発をされるべきだと思います。加えて言うなら、かかりつけドクターもつくってください。これが日本が目指していく医療の先行きかなと私は、大げさなことを言いますが思っています。

結びに、今当たり前になっていますけれども、皆さん、国民皆保険のありがたさ、ありがたみを声を大にして申し上げたいと思います。これはよその国に行ったら、こんなに充実した医療はありません。もう日本だけだと思います。それだけ申し上げて、日々、駒井事務部長も含めて、前川院長、本当に新しい病院の開設に向けてご尽力をいただいております。本当に敬意を表したいと思います。よろしく願い申し上げます。

どうもありがとうございました。終わらせていただきます。

○議長（津村俊二） 次に、通告第9号、第2番、山本剛議員。

○2番（山本 剛議員） 皆さん、おはようございます。第2番、山本剛です。

先ほど橋議員も申されましたように、今日3月11日は東日本大震災が起こった日であります。もう15年たつのかというふうにも思いますけれども、改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、大震災のことを風化させずに心に刻みたいというふうに思います。

それでは、今回私は3件について質問をさせていただきます。よろしく願いをいたし

ます。

まず、1件目です。アイグラン和田ひかり保育園についてでございます。内容につきましては、人権保育の堅持、継続を望むということでございます。

野洲市で初めてとなる保育園の民間移管がこの4月1日に行われます。野洲市立野洲第三保育園がこの4月1日からアイグラン和田ひかり保育園となります。現在、もう園舎も完成をして、私も毎日前を通っていましたので、工事が着々と進んでいく様子を日々見てまいりました。また、今月には内覧会もされるというふうに聞いております。私も行きたいと思えますし、また皆さんもぜひご覧いただきたいなというふうに思っております。

園が公から民へと移管することとなり、保護者はじめ関係者は期待と不安が入り交じった思いではないかと推察をいたします。私も元保護者として同じ思いを持っているところであります。ここで思うのは、保育内容がどうなるのかということであります。野洲第三保育園では同和保育から始まり、人権保育へとウイングを広げてきました。障がいを持った子どもや外国籍の子どもなど、いろいろな子どもが野洲第三保育園で育っていきました。現在言われている多文化共生を実践した保育が取り組まれてまいりました。

1982年、野洲第三保育園が設置をされました。設置された経緯につきましては後ほど質問いたしますが、当時の関係者の意気込みや熱意は保育内容に表れていたというふうに思っております。先ほど述べたように、一人ひとりの子どもの人権を尊重し、多文化共生、多様性を認める保育園が野洲第三保育園でありました。

そこで質問をいたします。

まず1点目、野洲第三保育園の設立経緯について伺います。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） 議員の皆様、改めましておはようございます。

それでは、山本議員の大きな1点目のアイグラン和田ひかり保育園についてのご質問にお答えいたします。

1つ目の野洲第三保育園の設立経緯についてお答えいたします。

野洲第三保育園は1982年、昭和57年に、ともに差別をなくし、つながっていこうという思いのもと同和保育所として設立されました施設でございます。当時は小集落地区改良事業によりまして街区や住宅などの整備が進む一方、地域の方々の就労が不安定で共働きをせざるを得ない状況がございました。こうした背景のもと、ともに差別をなくし、つながっていこうという地域の願いを受けまして設立され、差別をしない、許さない、差

別をなくす子どもを目標に、人権を大切にする保育を地域の皆様と共に積み重ねてきた園であると認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 今、設立経緯について、ごく簡単に述べていただきました。少し補足をさせていただきますと、小集落の地区改良事業というのが取り組まれたわけがございます。それまで、地域の住環境というのは非常に劣悪なものでございました。住環境改善事業が取り組まれて、住環境についてはほぼ100%、全国でもかなり先進的に取り組まれました。当時は合併前の野洲町でございましたけれども、全国から数多くの視察が見えたというふうに聞いております。本当にその当時の劣悪な住環境を知っているのはもうほとんど私世代までですね。私より下の世代というのはもう住環境改善事業は終わりました、気がついたときにはもうきれいな道路、きれいな家並みになっていたということなんですけれども、それが取り組まれる中で、やはり持家でありますとか改良住宅でありますとか、そういった住居を確保されていった。そういう中で、やはり働かざるを得ない、言ったら就労の問題なんですけれども、働くに当たってやはり子どもがいてはなかなか働きづらい、子どもを預ける場所が必要だというふうになりまして、やっぱり保育所が欲しい、保育園が欲しいということで保育園の建設運動が起こっていった、それに当時の行政も応えてくれたということがございます。

ここでちょっと全国的なことも言いますけれども、全国で特に被差別部落、同和地区で保育園、保育所の建設運動が高まったのは大体1970年代が多かったのかなというふうに記憶をしております。それまでは、やはり先ほど申しましたように、いろんな低位な条件等におかれまして、子どもも同様にきちんとした保育が保障されていなかったと。例えば、お母さんが外に働きに出る、寒いときでもおぶって働きに出る。そういった中で、なかなかお母さんは仕事に忙しくておしめを替えることもできない、子どもはそのままおぶっていて、寒い寒い冬の日、気がいたら子どもが凍死をしていたというような話も私も聞きました。本当にそういった子どもの命に関わる、そういったことから保育所、保育園の建設運動が進んでいったと。その流れの中にあるのが野洲第三保育園であるかなというふうに思っております。

そうしたことで、野洲第三保育園、来月からアイグラン和田ひかり保育園になるわけなんですけれども、保育内容がきっちりと継承されていってほしいなという思いを込めまして、

2つ目の質問をさせていただきます。

アイグラン和田ひかり保育園になって、現在の保育内容はどうなるのか質問いたします。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、山本議員の2点目の、アイグラン和田ひかり保育園になって、現在の保育内容はどうなるのかのご質問にお答えいたします。

現在、野洲第三保育園で取り組んでおります、差別をしない、許さない、差別をなくす子どもを目標といたしました人権を大切にする保育は、アイグラン和田ひかり保育園におきましても引き続き実施をしていただくことになっております。

具体的には、和田部落解放文化のつどいへの参加であったり協力、あと地域の伝統産業であります和太鼓を保育に取り入れることや家庭支援推進保育事業の実践、地域の保護者会との懇談、職員の人権研修の実施など、これまでの取り組みを継続しまして、地域の方々とつながりながら園の運営を行っていただきます。

また、事業者がこれまで培ってこられましたノウハウを生かしまして、英語教育でありますとかリトミックでありますとかプログラミング教室などの取り組みも実施される予定であると聞いております。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 今お答えいただいたように、基本的な部分については継承、継続をしていただけるというふうに捉まえました。

それで、先日頂いた資料があるんですけども、野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る特記事項ということで、保育内容のところ、第三保育園運営内容で特に重要な取り組みというところで書かれているんですけども、今、政策監も申されたようなことも記載もされております。そうしたこともしっかりと、今まで野洲第三保育園が参加、参画してきたことについても、アイグランとしても参加、参画をしていく。そして、内容についても、人権保育を中心に据えて、先ほど申されましたリトミックであるとか、今日的な保育も取り入れて園運営をしていくというふうに記述がされております。

そうしたこともありまして、一定の保育内容は担保されるというふうに思うんですけども、民間移管をしましても市としての監督責任でありますとかそういった部分は私、当然あるというふうに思いますので、ちょっと確認のために、市としてアイグランとの関わり、今後の連携について伺います。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、再質問にお答えいたします。

人権保育を引き継ぐというところも大切なところでございますし、第三保育園の引継ぎが円滑に行われまして、引継ぎ後も適切な保育が提供されているかどうかの確認というのは引き続き行ってまいります。具体的には、巡回の指導でありましたりとか指導監督などによりまして、うちのほうでも継続して園のほうの支援を続けていきますし、市としての責任を果たしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 野洲市として初めての民間移管ということもありますので、いきなり任せるといふようなということではなしに、今答えていただいたようにしっかりと連携をしていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

送迎時の安全確保は十分になされるのか伺います。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、3点目の送迎時の安全確保は十分になされるのかのご質問にお答えいたします。

送迎時の安全確保につきましては、特に自動車の送迎ルートが課題であろうかと認識しております。自治会等、地元との協議を十分に重ねさせていただきまして、園独自に一方通行区間の設定でありますとか路地への進入の制限など、対策を講じられているところでございます。

また、敷地内におきましても、駐車場内の一方通行でありますとか歩行者の動線の確保といった交通安全対策に加えて、電子錠の設置など防犯対策のほうも行われております。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 今お答えをいただいたんですけれども、私も園内、敷地内のこととは特に心配はしていないんです。一定数、園舎の前に駐車場がありますし、敷地内は一方通行で出口と入口がしっかりと分かれています、その点についてはまず安心しているところなんですけれども、要は出入りのときですよ。園の前の道路、すなわち園と人権センターの間ですね。あの道路はやはり一定交通量があります。特に朝なんですけれども、その

中央道路から園の前の道路を通過して右折をして新幹線の脇の道、そうかた線という思うんですけれども、そちらへ抜ける車が結構多いんです。それを考えたら、その前の道路の安全確保というのは、私はかなりそれについて心配しておるんですけれども、何かお考えがあったら聞かせていただきたいと思います。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、再質問にお答えいたします。

交通量については増加することが予測されておりますので、人権センターの前の道路、あちらのほうが多分一番混んでくるかと思っておりますので、そちらのほうには右折で出ないようにしていただくとか、園独自に、そこが一方通行になっているわけではありませんけれども、園のお迎えの際にはこちらのほうには曲がらないください、こちらに右折では入らないくださいというようなお願いを保護者のほうにさせていただきまして、地元のほうともこういう形で一方通行を設けさせていただきますという協議のほうを重ねさせていただいて、通園路については確認をさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 保護者でありますとか保育士さんでありますとか、そういった方々については、今答えていただいたように一定注意をしていただいたら、それは当然取り組まれるべきと思うんですけれども、私が先ほど申しましたように、それ以外の、いわゆる一般の方ですよね。その園の前の道をいわゆる抜け道にして、一般の方ですので、それはもう健康福祉部だけでは対応でき切れないというふうに思いますので、所管の課ともっと連携を取って安全確保に努めていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、再々質問にお答えいたします。

今現在、園が始まっておりませんので、状況が把握できないところもあるんですけれども、一定、議員おっしゃるように交通量の増加が見込まれますので、園が始まりましたらそういった状況もしっかり確認させていただきまして、必要がありましたら関係課のほうと、警察のほうなんかとも協議が必要かなと思いますので、その辺りはしっかり対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 園が開園してからということですが、一定の混雑といたしますか、それはもう予想されることですので、関係課と連携を取って、しっかりと安全確保に努めていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは次、2件目のご質問をさせていただきます。

こども園における人員体制について質問をいたします。

現在、どの業界においても人が不足をしている状態であります。そして、深刻な労働人口不足は、本市の保育現場にも大きな影を落としています。早朝・延長保育など、多様な働き方を支える現場の負担は限界に達しているのではないかとこのように懸念をしておるところでございます。先日配付されました令和8年度各会計別当初予算案資料（職員人件費）を見ると、公立こども園の職員数を見ると、令和7年度は職員数78人、会計年度任用職員202人、令和8年度案では職員数77人、会計年度任用職員200人と僅かに減っております。人数が減ることにより保育現場の負担が増えることが予想され、ひいては保育の質が低下することが懸念されます。

そこで以下、質問をさせていただきます。

人員体制の現状について。早朝や夜間のシフトを組むために必要な職員を各施設は十分に雇用できているのか伺います。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、大きな2点目のこども園における人員体制についてのご質問にお答えいたします。

早朝や夜間のシフトを組むために必要な職員を十分に雇用できているのかというご質問でございますが、公立こども園の早朝及び夜間の保育につきましては、正規職員やフルタイムの会計年度任用職員による交代勤務に加えまして、必要な時間帯には短時間勤務の会計年度任用職員を雇用いたしまして対応のほうをしております。園の運営上必要な人員は確保できておりますけれども、十分とまでは言い切れないのが現状でございます。

また、正規職員やフルタイム会計年度任用職員の中には部分休業を取得している者もおりまして、職員の負担軽減は重要な課題であると認識のほうをさせていただいております。

令和8年度からは、野洲第三保育園の運営を民間移管することによりまして、一定数の職員を公立こども園及び幼稚園に配置することが可能となります。

また、令和7年度からは民間企業によります保育士の派遣を受け入れておりまして、適正な職員配置に努めております他、正規の職員につきましては、採用時期を前倒しするな

どして保育士の確保に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 今お答えいただいたように、短時間勤務の職員さん等でカバーをしていただいているといたしますか、そういったこともしていただいているんですけども、十分ではないというふうに政策監も捉えておられるということで、本当に今、全国的に保育士不足が言われていますし、我が野洲市においてもそれは同様であるというふうに思っております。待機児童の解消ということで、具体的な今までの施策としましては、小規模保育でありますとかいろんな取り組みがされているんですけども、それでもまだなおちょっと十分ではないというような状況が続いている。それを何とかしていきたいというのはお互い同じ思いではないかなというふうに思っておりますし、やはり一番大事なのは子どもだなというふうに思っております。子どもは保護、保育の対象であると同時に権利の主体、健全に育つ権利を持っているわけですから、その権利を保障していくのは私たち大人の責任であるというふうに感じております。そういった意味でも、きちんとした人員を配置していくことが、より質の高い保育につながるというふうに思いますので、引き続き人の確保に努めていただきたいというふうに思います。

それでは、2点目のご質問に移らさせていただきます。

労働時間の適正管理について伺います。人手不足により、三六協定で定めた上限を超えるような長時間労働やシフト出勤が常態化している事例はないか伺います。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、2点目の労働時間の適正管理について、人手不足によって三六協定で定めた上限を超えるような長期労働やシフトが常態化していないかのご質問にお答えをいたします。

三六協定で定めました上限を超えるような長時間にわたる勤務をしている職員については、おりません。シフト勤務につきましては、園ごとにシフトを作成させていただきまして、正規職員とフルタイムの会計年度任用職員の勤務に偏りがないう職員配置に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 三六協定に違反するような事例はないということで安心をいた

しました。しかし、偏りのないシフトを組んでいただいているということなんですけども、現場のほうの声を聞くと、いわゆるグレーゾーン的なシフトになっているようなことも漏れ聞こえてまいりますし、そういった部分について再度きちんと確認をしていただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

職員に対しましては、年度当初と中間期、年度末の3回にわたりまして人事評価による面談のほうを実施させていただいております。その中で、日頃の困り事であったりとか勤務の状況であったりとかといったところを聞き取りのほうをさせていただいているところでございます。

また、園長に対しましても年2回ほど聞き取りのほうを実施しまして、適正な園運営に努めているところでございます。職員の職場の環境というのもとても大切だと思っておりますし、今後もそういった職員の声をしっかり聞きながら、適正な園運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） きっちり確認もしていただきたいというふうに思います。先ほどの1点目の質問でも申しましたように、やはり子どもが一番大事にされなければならない。そのための人員配置であったりシフトであったりというようなことですので、そういった部分をお互いに再確認をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、3件目の質問に移ります。

パートナーシップ宣誓制度の導入について伺います。

本年4月1日より、野洲市ではパートナーシップ宣誓制度が導入されます。これは、一方または双方が性的マイノリティーである2人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約する関係（パートナーシップ）であることを宣誓し、滋賀県が宣誓書を受領したことを証明するものです。

ここでちょっとおさらいですけれども、性的マイノリティーはLGBTQに大きく分類できます。簡単に説明しますと以下のとおりであります。Lはレズビアン、女性を好きになる女性、Gはゲイ、男性を好きになる男性、Bはバイセクシュアル、異性を好きになる

ことも同性を好きになることもある人、Tは生まれたときに割り当てられた性と性自認が異なる人、Qは性のあり方が決まっていな人、あるいは決めていない人。割合としては、なかなか正確な把握というのはできないんですけども、おおよそ8%ほどいるのではないかというふうにされております。

なお、この制度は法律上の結婚と同等の効果、相続や税金の控除等が生じるものではありません。しかし、この制度を通して性の多様性や性的マイノリティーの方々への理解が深まり、誰もが人生のパートナーとして安心して暮らすことのできる社会の実現を目指しています。

ということで、過去に私がこのパートナーシップ宣誓制度の導入について、野洲市ではどうでしょうかということを質問した際には、全くそのお考えはないということで、いわゆるつれない回答だったんですけども、やはり社会や時代が変わったのだなというふうに感じているところであります。

そこで、以下質問をさせていただきます。

LGBTQについての職員意識調査は実施されたか伺います。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、1点目のLGBTQについての職員調査は実施されたかという点にお答えいたします。

LGBTQのみを取り上げた職員意識調査については実施しておりませんが、昨年、令和6年度ですけれども、人権問題全般の野洲市人権問題・男女共同参画に関する職員意識調査を実施いたしましたところ、LGBT理解増進法、法律ですけれども、その認知度についての調査を実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） LGBTQに特化した調査はしていないけれども、共同参画の中でそういった項目を設けたという回答だったかと思うんですけども、結果について、かいつまんでちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 結果についてご回答させていただきます。

まず、回答した職員の約4割が詳しく知っている、内容は少し知っているというような程度でございました。こちらにつきましては、一定、高いとは言えませんが、ただ

し関心度につきましては、20項目中ありますうちの4番目ということで、人権の問題に関する項目については関心度が高い結果であったのかなというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 山本委員。

○2番（山本 剛議員） 今、結果について教えていただきまして、4割が知っている、少し知っているというような回答で、やはり4割では私はちょっと寂しいのかなと。これは多分部長も同じように感じておられると思うんですけども。ただし、今答えていただいたように関心はあると。関心度については4位ということですので、決して無関心の状態ではないということがこの職員さんへの調査で出てきたのかなというふうに思っております。

そこで、次の質問に移っていくんですけども、そういった4割が知っている、逆に言えば4割しか知らない。けれども関心はある程度あるという部分で、パートナーシップ宣誓制度の市職員への研修は現在実施をされているのかどうか伺います。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

パートナーシップ宣誓制度に特化した研修といたしましては実施をしておりませんが、令和8年4月1日から本制度を導入に当たりまして庁内の会議で説明し、情報共有については図っているところでございます。

また、全職員に対しましては庁内インフォメーションに掲載いたしまして、4月1日から実施されるということを周知しているところでございます。

さらに、令和4年度に策定いたしました「多様な性に関する職員のハンドブック」というものがございますが、こちらにつきましても、今回パートナーシップ宣誓制度の導入、また制度等の改定も含めまして改めてその内容を精査、改訂いたしまして、その内容をインフォメーションに掲載して改めて周知を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 職員さんへの周知というのは継続して行っていただきたいなというふうに思います。私が先日頂いた資料、「野洲市パートナーシップ制度について」というこのチラシ、多分皆さんもお持ちだと思んですけども、このチラシでありますとかこの県のチラシとかありますので、こういったものも活用をしていただきたいと思います。

いうふうに思います。これは私も読ませてもらったんですけど、割に分かりやすくできておりますし、読みやすいものでありますので、これをやっぱりもっとも活用されたらどうかというふうに思っております。

そこで、最後の質問に移らせていただきます。

パートナーシップ宣誓制度の導入について、市民や事業所等への啓発について伺います。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、3点目のご質問にお答えいたします。

市民、事業所への啓発についてということで、まず市民への啓発につきましては、令和8年2月に野洲市ホームページにおいてパートナーシップ宣誓制度に係る内容を掲載いたしました他、「広報やす」3月号ですが、こちらにつきましては、ホームページと同様の内容を掲載しているところでございます。

また、山本議員もご出席していただいておりますが、先月2月14日に野洲市の人権センターにおきまして、人権尊重をめざす市民のつどいについては、パートナーシップ宣誓制度に係る内容について説明し周知したことに加えまして、トランスジェンダーの当事者である仲岡しゅんさんをお招きいたしまして、「性的マイノリティってなに？」と題した性の多様性に関するご講演をいただいたところでございます。

パートナーシップ宣誓制度につきましては、性的指向や性自認等を理由に困難を抱える方々の支援を目的とした制度ですけれども、その背景となる多様性の理解を深めるために、この4月に全戸配布を予定しております啓発冊子の「すてきなまち」ですが、こちらにおいても「性の多様性を知ろう」と題した内容を掲載する予定でございます。この啓発冊子については、各自治会で開催していただいております地区別懇談会においても活用いただける内容になっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） ホームページや広報や、あるいは私も参加しました市民のつどいで啓発をされたということで、それから、市の人権啓発推進協議会が出されている「すてきなまちに」です。「すてきなまち」ではなく、「すてきなまちに」やったと思います。それで全戸配布されるということで啓発もされていくということで、先ほども言いましたこのチラシもよくできておりますし、もう少し何らかの活用をされたら、市民、事業所等の啓発にもこれを活用されたらというふうにも思いますし、登録者数はどれぐらいか私は

把握していないんですけども、市のLINEがありますよね。私は登録しているんですけど、市からの情報がちょこちょこ入ってくるんですけど、LINE等も活用をされたらいいのかなというふうに思っております。

それから、これは今もされているのかなと思うんですけども、7月に企業訪問をされているかと思うんですけども、そこでも啓発をされたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 再質問にお答えいたします。

7月の企業、夏に実施しておりますけれども、そちらにおいて配布する、実施するかどうかということはまた原課とご相談をさせていただきたいんですけども、こちらにつきましては3月、今月の末に野洲市の企業人権啓発推進協議会の会員様宛て、143社でございますが、そちらのほうにチラシについては配布をさせていただく予定をしておりますので、ご説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 企業訪問時の啓発については、担当課とも相談をしてということで、ぜひ7月にもしていただきたいなと思います。企業人権啓発推進協議会の総会、そちらでも当然周知をしていただきたらと思いますし、そこで周知をしていただいて、さらには7月でも周知をしていただくと。いわゆるその2段階でやっていたらなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

ちょっと最後に、このLGBTQについて少し私の思い等も述べたいと思うんですけども、他の人権問題と違って、LGBTQの問題というのはかなり孤立をしてしまうんですね。というのは、他のいろいろな問題でありましたら家族の中で共有できたりします。ところが、このLGBTQというのはなかなか親御さん等にも伝えにくい。私の友達でもそうだったというんですけど、親にこんなことを言って親がどう思うかとか、親がこんなふうになるなんてというふうに悲しむのではないかといった様々な複雑な思いを持ってカミングアウトする人もいますし、できない人もいますけれども、そういった非常にデリケートな部分も持っている人権問題であるということを皆さんと共有をしたいというふうに思います。

今回3件にわたって質問をさせていただきました。どれも皆さんと思いは共有はできた

のかなというふうに思っておりますので、連携して取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の質問を終えたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。再開を午前10時50分といたします。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第10号、第11番、石川恵美議員。

○11番（石川恵美議員） 第11番、石川恵美。

3件にわたって、一般質問をさせていただきます。

先ほどの議員さんの話もありましたように、今日は3月11日でございます。東日本大震災から15年がたちました。朝から報道を見ていると、本当にいたたまれない胸の締めつけるような映像がいまだ流れてきます。復興はまだ続いております。私たちにできること、それは忘れないこと、伝えること、支え続けること、そしてまちづくりの絆をしっかりと広めていくことだと思っております。安心安全なまちづくり、これからもしっかりと頑張ってまいりましょう。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

令和4年、令和5年と命を守るまちづくりとして、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫問題を一般質問させていただきました。その進捗状況の確認をさせていただきながら質問させていただきます。

地域猫活動として、一般質問後も継続して自治会等に出向き、話を聞かせていただきながら、その地域に合った共生の方法などを話し合ってまいりました。その中で、初めは何かしてほしいという要望が多かったのですが、最近はどうしたらよいか、何かできる策はあるのかという言葉を目にするようになりました。これは、直接被害がある家庭だけの問題にとどまらず、自治会の環境改善として捉えていただき、自治会単位で猫によるトラブルを未然に防ぎ、誰もが安心して暮らせるまちづくりに理解と協力をいただいている結果だと感謝しております。私は、この問題は人間の環境問題でもあると考えます。

また、この活動と並行して行っているのが、殺処分の軽減や地域トラブルの軽減を目標に、一時捕獲して不妊・去勢手術を行い、また元の場所にリリースするという活動をしております。ちなみに、2月7日、大生産業さんにご協力をいただきまして、駐車場をお借

りし、スペイククリニックの車内で野洲市にいる野良猫の手術を行いました。詳細は、雄5匹、雌13匹、合計18匹です。その前の12月12日の実施時は20匹の手術を行いました。その他、少しでも市民やボランティアさんに負担を強いらないようにするため、県の補助金や企業や法人に補助金をお願いしたり、マルシェで募金を集めるなど、できる範囲で不妊・去勢手術を行っております。しかし、全額補助は難しく、残りの負担は自治会や個人が支払っているのが現状です。

2020年の動物愛護法改正により、市町村には動物愛護管理担当職員を配置する努力義務が課されました。これにより、動物に関する業務が市町村の役割として明確になり、動物関連業務への関与を強化することが期待されております。

そこで、質問をさせていただきます。

問1です。努力義務ではありますが、野洲市は動物愛護管理担当職員を置かれていますでしょうか。また、置かれているなら何名置いておられるかお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、石川議員の命と向き合うまちづくりについての1点目、野洲市の動物愛護管理担当職員についてのご質問にお答えさせていただきます。

動物愛護管理担当職員は、石川議員がおっしゃるように動物の愛護及び管理に関する法律、動物愛護法の第37条の3第2項で置くことを努力義務とされているところでございますが、同法律の第37条の第3項で、動物愛護管理担当職員はその地方公共団体の職員であって、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもって充てるとございます。しかしながら、本市では専門的な知識を有する職員は現在配置しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 再質問をさせていただきます。

現在、愛玩動物の飼育の数は年々増えております。また、最近ではペットとして飼育されている頭数は、犬より猫のほうが多くなっています。猫は室内で飼われるケースが多く、飼育頭数の確認が難しく、多頭飼育や飼育破綻が起こっていてもなかなか外部に気づかれないのが現状です。近隣トラブルにつながるケースも少なくありません。未然に防ぐためにも管理担当者は必要と考えます。職員の中に動物愛護管理担当職員がおられないなら、地域の方、ボランティアの方など専門知識のある方と協力して市民の方の相談や協力、支

援などをすべきだと考えますが、検討する予定はございますでしょうか。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 石川議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

先ほどお話がありましたように、地域猫のほうは、基本、えてして地元の自治会さんの生活環境に影響を及ぼす、ふん尿問題が主なんですけれども、そういったことから環境課のほうでは事務分掌のほうで、生活環境の苦情及び紛争の処理に関することというのが担当になってございますことから、その目等において、専属とはまいりませんが、そういった観点での対応という職員を配置させていただいているような感じで対応させていただいているというのが現状でございます。

また、お話にありました衛生管理士さん等、専門知識のある方との協力についてのお話なんですけれども、制度的な整理は一定必要かなと思うんですけれども、この前も私のほうは、ワンウェルフェア協議会ということで、県の動物愛護推進員さんをされておられる方が旗振り役となって、また県の動物管理センターの職員さんと、それからまた野洲市の職員と、また困っておられる自治会さんが参加されて、そういうような形で、そういった会議の場で情報交換等を行って、これからも連携しながら対応してまいりたいなど、このように考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） ワンウェルフェアの会員の私も1人でございます。行く行く検討という形であるならば、私も愛玩動物の飼養管理士として動いておりますので、報酬を頂きたいとかそういうわけではございませんので、ボランティアで協力をさせていただけたらいいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

問2に行かせていただきます。

野洲市の自治会単位で地域猫の活動が広がっている中、地域住民、ボランティア、行政の3者が協力して進めるのが一般的に地域猫活動の仕組みです。野洲市としての見解をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、2点目の地域猫活動への市の見解はということで、ご質問のほうにお答えさせていただきます。

石川議員のおっしゃりますとおり、地域猫活動につきましては、地域環境保全の観点か

ら自治会などの地域住民、それからボランティア団体、自治体の3者が三位一体となって、単なる動物愛護にとどまらず、地域の環境保全や暮らしやすいまちづくりの活動として取り組むことが重要であると、このように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 重要であるというお言葉をいただきました。ぜひ地域環境保全、暮らしやすいまちづくりが少しでも前進できるように、具体的に取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、問3に行かせていただきます。

支援と連携の項目について。不妊・去勢手術への助成金制度の活用、住民や関係機関との連携調整、ボランティア団体との情報交換や協力の連携、専門知識の提供、活動グループのネットワーク化、適正飼育の指導、活動資金の助成が主な活動ですが、最後の活動資金の助成以外は地域住民、ボランティアと連携をし、どんどん進んでおります。この最後の項目にある活動資金については行政の役割だと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、3点目の活動資金については行政の役割だと思いが見解はということで、ご質問のほうにお答えさせていただきます。

行政による地域猫活動に係る経費の補助につきましては、滋賀県さんのほうで飼い主のいない猫対策に係る活動補助金というのがございまして、予算の範囲内で申請に応じて助成されていますので、こちらのほうを主にご案内させていただいております。本市におきましても、令和7年度は3自治会が助成を受けておられるのが実情でございます。

なお、本市単独での補助金支援は現在のところございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 再質問をさせていただきます。

県の活動に対しては前向きに対応していただき、誠に感謝申し上げます。

市長にお伺いしますが、市長は元県職員でしたので、県の方針は理解してくださっていると思います。野洲市の役割をどうお考えでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それではお答えいたします。

野洲市の役割といたしましては、この問題は決してペットの命ということだけではなくて、地域の生活環境保全という観点でも捉えたときに、一定、市の役割は必要だと思っております。環境経済部長の答弁にもありましたけども、これは地域また行政等は三位一体になって進める必要があるということは認識をしているところでございまして、そういった中で、行政としてこの環境という面でどういった役割を果たすのかというところで、今現在の形があるのではないかなというふうに思っております。後からまた出てくるんでしようけども、その中で行政が、具体的に野洲市がどういった役割を果たすのかというところ、これはいろいろ議論があるというふうに思っておりますし、またそれは後ほども出てくるのかなというふうに思っておりますので、そこでまた議論させていただきたいと思いません。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 今、市長のほうからありがたいお言葉をいただきました。その中で、現在の形があるとおっしゃっていただきましたが、本当に何が正解で何が間違っているのかではなく、いろんな考えでやってみよう、こうしてみようというところを手探り状態で進んでおりますので、またご協力のほう、よろしく願いをいたします。

問4に行かせていただきます。

令和8年度有害鳥獣被害対策強化支援事業が7年度267万円から941万円に拡充される予定でございます。内容は、有害鳥獣による農林水産物等への被害防止、有害鳥獣被害対策に特化した地域おこし協力隊の雇用などが事業内容ですが、これは農地の多い野洲市では絶対に必要不可欠だと思っております。

また一方では、住宅地付近の田や畑は猫のふん尿問題が深刻な問題だという声を多く聞いております。猫はもちろん有害動物ではないので駆除はできません。有効的な農作物被害の軽減の観点からも地域猫活動も必要不可欠だと思いますが、野洲市としての見解をお聞かせください。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、4点目の農作物被害の軽減の観点と同様に地域猫活動は必要不可欠だと思うが、野洲市としての見解はどうかというご質問のほうにお答えさせていただきます。

居住地周辺でのふん尿問題も含めまして、それぞれの地域で地域猫活動を実践することによりまして、野良猫のふん尿問題に起因する地域の環境保全の課題解決への糸口を見い

だしているのが現状でございます。2問目でも答弁しましたとおり、地域の住民さん、それからボランティア団体さん、自治体の3者が協力のもと実践することが被害軽減のためにも重要であると、このように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） ふん尿問題の観点からも、3者協力のもと実践し続けることが重要であると認識していただいて、ありがとうございます。今、活動の課題として足りない部分、赤字部分はマルシェ開催時の募金等で運営はしておりますが、これからの現状を考えると、頭数も増えてきていることから、さらなる不妊・去勢手術は必要であると考えます。

もし、この活動が回らなくなってきたとき、農林水産物等の被害防止の観点から活動協力の検討はしていただけるのでしょうか。再質です。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 非常に難しい問題でございます。基本、県から委嘱をされておられます動物愛護推進員さんが2名、無報酬のもと頑張っておられまして、非常に頭が下がる思いでございます。

また、それに呼応して、県の動物管理センターの職員さんも一生懸命動いていただいております。何分、県の担当さんは広域を数名で担当しておられることから、かなり手薄な状態でも一生懸命頑張っておられまして、市のほうでもできる範囲内のことは一生懸命バックアップさせていただけたらなど、このように思っている次第でございます。

非常に金銭的な面で今現在、先ほどご質問に回答させていただきましたように、県の補助金のほうを紹介させていただいているということで実情でございます。ただ、人的な面で、また、例えば地域に入っていく際に環境課の職員が同行するであるとか、また、おり等の設置についてもできる範囲内で、なかなか環境課の職員も他にもいろいろ苦情の案件の処理がございまして、日中非常に忙しく動き回っているのが実情なんですけれども、できるだけできる範囲内のことは動いていきたいなど、このように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 本当に職員さんのお忙しい日々、重々承知しているつもりでございます。ただ、ちょっと付け足してお話をさせていただきますと、全員がボランティア

アです。自治会長さんも皆さん、私も含めて、何なら手弁当、持ち出しありで頑張っております。どうかその辺もご協力いただけるとありがたいと思います。

問5に行かせていただきます。

引き続き、少し耳の痛いお話をさせていただきます。

2月7日の不妊・去勢手術の事業の日、なぜ市役所ではなく民間の場所になったかご存じでしょうか。市のほうから、駐車場は使ってもよいが、水道、トイレは使えないということだったと聞いております。水道、トイレが使えないのはこの事業では大問題です。私の記憶が正しければ、狂犬病予防接種のときはコミセンで休館日に実施されていて、水道、トイレを使うということで鍵をお貸ししておりました。今回は何か行政的な理由があったのか、説明を求めます。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは5点目の去勢手術のほうが生役所ではなく民間の場所になった行政的な理由があるのかということで、ご質問のほうにお答えさせていただきます。

去勢手術の事業については、去る令和7年の12月12日の金曜日と、先ほどご質問にありました令和8年2月7日の土曜日のことをお示しされているものとして答弁のほうをさせていただきます。令和7年の12月12日は金曜日で生役所の開庁日でございます、各課に職員がおりますので、トイレ等も自由に使用いただいていたものと思います。

一方で、ご質問にあります令和8年2月7日は土曜日で、生役所のほうは閉庁日に当たりまして、基本的に内部のほうには職員はおりません。庁舎内のほうは個人情報がかかなり数多く存在しておりますので、庁舎管理の観点から使用をお断りさせていただいたということで認識させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 再質問なんですけれども、本館が駄目なら東別館とかコミセンの駐車場、コミセンの駐車場って貸し館ではないので、一般では借りれないんです。コミセンの駐車場など、他に検討はしていただけたのか。スパイクリニックは車内で手術を行うが、水やスタッフのトイレは絶対に必要なんですよ。場所については、それこそ市長や行政の腕の見せどころで、協力をしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

12月12日のほうは、去勢手術の車両のほうを駐車場に配置していただきまして、開庁日ということでトイレや水道などを使っていたというふうに認識しております。それも、やはり地域猫の去勢手術ということで、当然、地域、自治会の生活環境の改善を目的ということで、環境課のほうに協力して申請させていただいて庁舎の使用をさせていただいたと、このように認識しております。

一方、コミセンのほうも同様に環境課がバックアップして申請するような形で、コミセンの使用のほうもバックアップして活動していただけるように、このように推進させていただけたらなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 誠に頼もしいお言葉をありがとうございます。コミセンに駐車場をまたそれをするというのは1つまた利点も増えまして、地域猫の方は車で連れてきていただかないといけないんですけれども、地元を回るということはやっぱりそれ以上に捕獲をして連れて来られる可能性が増えるとなると、またこれも進んでいけると思いますので、これからもよろしく願いをいたします。

それでは、問6に行かせていただきます。

問2で質問をさせていただきましたが、この前の野洲市ワンウェルフェア会議にお越しいただき、そのときは残念ながら市長は時間がないということで挨拶はしていただけませんでした。自治会関係者、ボランティア、県職員と環境保全に取り組もうという方々が会議を重ねるところにどんどん増えているのは見ていただけたと思います。賛同自治会も増える中で、3者協力がまちづくりにつながるとは思いますが、いつまでも自治会負担や個人負担に任せてしまっていることについて、市長査定をされた観点から意見を聞かせてください。

また、9日の代表質問の答弁で市長が、盛り上がっている活動にはできる限りの協力をするとおっしゃっていましたが、市長査定で何が足りなかったのか参考までにお聞かせください。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、6点目のご質問にお答えいたします。

まず初めに、地域におきまして地域猫活動にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げたいというふうに思っております。その上で、3者がまちづくりにつながると思うが、市長としての意見はということではありますが、これは部長答弁の繰り返しになってしまいますけども、地域猫活動につきましては、地域住民、ボランティア団体、自治体の3者が共同して取り組むことが重要であるというふうに認識をしております。

また、市長査定ということではありますが、これはもう内部の政策決定の過程のことです。この部分についてはお答えを控えたいというふうに思っておりますが、恐らく、市独自の資金的な支援についてお聞きいただきたいということですので、この辺の見解について、あえて私のほうから今の思いというものを述べさせていただきたいなと思っております。

先ほど申し上げましたけども、行政といたしまして、この地域猫の問題は生活環境の保全という意味では非常に行政として関わっていくこと、これは必要であるというふうに認識しております。

その上で、この地域猫活動そのものが住民であったりボランティアグループを中心とした活動であるというような事実がまず1つあるということ、それからまた、飼い主のいない猫に係る課題というもの、これは非常に広域的な問題でもあるというような事実もあるかと思えます。

それから3点目としましては、他にも教育や福祉、こういった部分で公益性のある活動をしてくださっている市民活動団体もございます。そこのバランスをどう考えるのかということ。

あともう一点は、先ほど石川議員がおっしゃいましたワンウェルフェア協議会、その会議の中で、私は参加はちょっと予定が入っていたのでできなかったんですけども、あの後、聞いておりますと、県のほうの補助制度の見直しも拡充の方向で考えていると、これはどうなるかまだ中身は分からないんですけども、そういった情報も私もいただきました。

以上、今つらつらと申し上げましたけども、こういったものを冷静に総合的に状況を見極めながら、市としての支援がどういうものが一番望ましいのかということは今後ぜひ検討していきたいなというふうに思っておりますので、それが今私が思っている、石川議員が求められている質問に対するお答えということになると思っております。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 県のほうは、今まだ案なんですけれども、拡充はされるんで

すけど、個人も対象にされるというふうになってくると、早い者勝ちというところになってくると、地域全体でやっていくというところになってはそれがプラスになるのかどうなのかというところは今、疑問を持って見守っている状態でございます。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

これからのまちづくりの担い手についてでございます。

2024年4月にコミセン協力団体制度が廃止され、市民活動団体として登録すれば、公共施設の減免が適用されるようになりました。

また、野洲市公共施設予約システムを導入し、より市民の皆様に気軽に利用していただけるようになりました。行政としては、貸し館が増えるということは喜ばしいことであります。今さらながら、コミュニティセンターは各学区にあり、身近な地域において自主的に交流し、互いに連携を図り市民活動を推進し、まちづくりを進めるために設置するとあります。

そこで質問をさせていただきます。

問1。市民の方に話を伺うと、市民活動団体として登録すれば減免制度でコミセンなどを安く借り入れることができるので登録しているということですが、他の団体と交流や連携を図っている団体はどのくらいあるのでしょうか。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、石川議員の1点目のご質問にご回答させていただきます。

市民活動団体として市に登録している団体は、令和8年1月末現在で236団体でございます。その中で、他団体との交流や連携を図っている市民団体の数につきましては、具体的な数値は把握しておりませんが、やすまる広場での団体間の連携、子育て関係の団体及び環境関連の団体におきまして情報を共有されているということは聞き及んでおるところでございます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 再質問させていただきます。

確認なんですけれども、236団体あるんですね。市長の施政方針においても、市民、民間の力を最大限に生かすまちとおっしゃっております。これだけの団体が自主的に野洲市のにぎわいづくり、活性化にご尽力いただいているということでよろしいんですね。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

ただいまご説明させていただきましたように236団体ございます。そして団体登録に当たりましては、どういった分野で社会貢献活動をしていただくかということで、活動分野のほうの登録をいただいておりますところでございます。合計いたしますと16分野にわたりまして、福祉、保健医療、教育、生涯学習、文化芸術、スポーツ、環境、防犯、安全といったような形で様々なそれぞれ得意な分野におきまして登録いただきまして、その中でその分野に応じた社会貢献活動を展開していただいておりますところでございます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） とてもいいことであるんですけども、それをマネジメントというか、この団体さんを合わせながらイベントをしていくというのも大事だと思いますので、よろしくお願いします。

問2に行かせていただきます。

野洲市にはある程度の約束事がありますが、市民団体の減免とは別に、減免が受けられる協力団体減免制度というものがありませんでした。協力団体とは、各コミセンの協力団体になることで90%減免が受けられました。減免が受けられる代わりに地域事業の協力や防災訓練など参加していただくことにより、万が一のときでも連携し地域力を高めるというウィン・ウィンの関係でした。その協力団体が廃止になり、連携する機会も少なくなり、地域の希薄化が進んでいるように感じました。今年度は、私自身が自治会の副自治会長を仰せつかりましたので、学区の防災訓練などにも参加させていただきましたが、出席者は自治会の役員のみでした。

また、人材発掘の場でもあるコミセンが顔の見えない貸し館業だけになっているようで危惧してしまいますが、この状況を野洲市としてはどう捉えておられますでしょうか。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、2点目のご質問にご回答申し上げます。

コミセン協力団体制度につきましては、活動拠点でありますコミセンの施設管理や運営面での協力活動を行うことで使用料の減免を受けられた制度でございます。令和5年度まで運用しておりまして、その後、令和6年度から野洲市公共施設使用料減免取扱要綱の全部改正に伴いまして、これまでの各施設での設けられていた減免取扱要綱につきましては、受益者負担の公平性を図るため廃止し、当制度が廃止されたところでございます。

制度廃止後におきましては、市内で活動する市民活動団体への支援及び市民の社会貢献

活動への参加の機会を広げることを目的といたしまして、野洲市市民活動団体登録に関する要綱を制定し、この目的に沿った市民活動団体の登録を受けておるところでございます。登録されている団体につきましては、制度改正前の活動拠点であります各コミセンを引き続き主たる活動場所とされているところも多く、夏祭りや秋祭りなどといった事業、社会貢献活動としての施設の清掃活動などに参加されているなど、コミセンとの連携を図られているものと認識をしておるところでございます。

コミセンにおきましては、指定管理料の中に地域の活性化を図るための資金が含まれておりまして、この資金を活用いただきまして各学区に特化した事業を展開しておられることから、貸し館業務に限らず、定期講座や子育て支援事業など、地域活性化に寄与した事業を展開されておるところでございます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 人材発掘の場であるコミセンが継続して顔の見える市民交流の場として、協力団体制度が廃止されても市民団体との地域連携ができているということで解釈をさせていただきます。

問3に行かせていただきます。

コミセン館長は、祇王学区も含めて全て学区自治連合会の会長が担ってくださっております。これは、コミセンを活動拠点として学区のまちづくりを進めるためでもあります。

また、コミセンを拠点に人が集まることにより、学区の地域力を高める場、担い手育成の場でもありました。そこに協力団体の方々も対象でしたが、協力団体廃止になり2年がたちますが、その辺の部分は行政としてどうフォローされているのでしょうか。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

コミセンを拠点とした学区のまちづくりのため、各自治会活動を充実するための各種補助金の利用促進とともに、少子高齢化による担い手不足が顕著な自治会業務の負担軽減を図ることも必要と認識をしておるところでございます。

また、地域力を高めるためには、人材育成は地域に密着している自治連合会やまちづくり協議会のみならず、市内において公益活動を行っております市民活動団体の育成も重要な要素と認識をしております。そのため、従前から図書館にあります市民協働室におきまして、市に登録いただいております市民活動団体に各種支援を行うことによりまして、市内における公益活動を活性化させ、地域力向上につなげてまいりたいと考えておるところ

でございます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） コミセンも含めてなんですけれども、例えば人材情報を得たい場合は、市民協働室に行けばある程度の情報はいただけるということですね。よく地域力向上と言葉を使われますけれども、学区地域によっても方向性も捉え方も違いますので市民協働室は大変だと思いますが、さらなる向上を期待しております。

確認の意味も込めまして、問4に行かせていただきます。

これからの地域課題として、担い手育成の場は誰がどこで行っていくのか見解を求めます。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

これからの地域課題につきましては、少子高齢化を迎え、現時点よりも将来的には困難化、複雑化するものと想定されます。これらの解決については、行政のみならず地域の力も重要な要素となってきております。そこで、自治連合会やまちづくり協議会はもちろん、先ほど質問でもお答えさせていただきましたように、市内の公益活動を行っている市民活動団体との密接な連携を図りながら、それぞれの得意分野をもってまちづくりを進めていきますが、それぞれの人材育成につきましては、行政を含め、その連携の中で行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 連携の中で行っていきたいということですが、例えば民生委員さんなど、担当課の選出課題だけではなく、行政全体が協力して選出とか育成についてしっかり取り組んでもらいたいと思っております。よろしく申し上げます。

問5に行かせていただきます。

野洲市公共施設予約システムを導入し便利になったとは思いますが、このシステムの入力が難しいという方の声も聞きますが、対応策はあるのでしょうか。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、5点目のご質問にご回答させていただきます。

現在の公共施設予約システムにつきましては、令和6年度から導入をしておるところでございます。ご質問のとおり、使い方に関しましてのご質問は、当初に比べまして減少傾向にはありますが、一定あるというのが事実ではございます。利用者からご質問を受けた

場合には、各コミュニティセンターや市民協働室においてご説明なりの対応をさせていただいておるといところでございます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 予約システムの受付時間は8時から24時なんですよ。施設執務時間は9時から16時半です。一見、予約システムは便利なんですけど、苦手な方は執務時間に施設まで行かなくてはなりません。総合体育館以外は早い者勝ちなので、焦りや不満の声をよく聞きます。もう部屋を借りるのをやめようという声も聞きました。こういったケースがあるということを切り捨てないで、小さな声にもしっかりと耳を傾けて丁寧に対応をしていただきたいと思います。

それでは、問3に行かせていただきます。

野洲市のユーチューブ動画についてでございます。

櫻本市長が就任されて以来、野洲市のユーチューブ動画を作成され、アップされております。

そこで質問をさせていただきます。

野洲市のプロモーションを積極的にやっていただくことはよいことです。少し確認をさせていただきたく、確認の意味も込めて質問をさせていただきます。この動画の今までの作成本数と回覧回数、フォローされている人数をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、石川議員の3点目の本市のユーチューブ動画についてということの1点目でございます。

市公式ユーチューブの作成本数と回覧回数、また登録者数につきまして、数字的なものでございますので私のほうから答弁のほうをさせていただきたいなというふうに思います。

まず初めに、本市のプロモーション活動をご評価いただきましてありがとうございます。ご質問でございますユーチューブ動画の作成本数等についてでございますが、2月26日時点でございますが、作成本数については12本でございます。また、回覧回数につきましては7,560回でございます。加えまして、チャンネル登録者数につきましては218人となっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 再質問をさせていただきます。

回覧数は、単純に12で割ると1本の回覧数は630回くらいですね。櫻本市長が全てリポーターを務めている理由は何でしょうか。また、担当課の職員や広報担当の職員にリポーターをさせようと調整されたものは何本かあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、再質問にお答えいたします。

現状としましては、全て私が出ております。ご存じのとおりかと思っております。将来的には、私以外の出演者が出て野洲をPRするというのも非常にいいかというふうに思っておりますし、ただいかにせん、少し調べましたけれども、結構動画を頑張っておられる市が、例えば彦根、八幡、湖南市が結構頑張っておられるんですけども、そこを見てもやはり10年前ぐらいから動画のユーチューブチャンネルを開設して、ユーチューブなのかちょっとあれですけど、そういう開設をして取り組まれておられまして、一定、市そして職員の間にもプロモーションのマインドというものができているのかなというふうに思っておりますが、本市はまだ1年もたっていない状況でございまして、そういった中で、例えば市の職員にいきなり出演してくださいというふうに言ってもなかなか難しいのかなというふうに思っております。

また、これを言い出したのは私でもありましたので、まず私が率先してユーチューブ動画によるプロモーションというものはどういうものかということ、市役所もそうですし外の方にも知っていただいて、その中で次の展開というものを考えていきたいなど、まず私から率先してやったというような状況であります。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 問2に行かせていただきます。

これは野洲市としてホームページにも載せられております。撮影されているのは職員でしょうか。また、編集も含め、プロへの委託やアドバイスは入っていないのでしょうか。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、石川議員の2点目のご質問につきましても、事務的などころがございまして、私のほうからお答えのほうをさせていただきたいというふうに思います。

2点目の撮影しているのは職員か、また、編集を含めプロへの委託やアドバイスは入っているのかというところではございますが、企画、撮影、編集全て職員が行っているところではございます。プロへの委託やアドバイスはなく、全て手作りで作成のほうをさせていただ

だいているところがございます。県内の自治体におきましては、行政放送としてケーブルテレビ局が撮影やあるいは編集したものをユーチューブにアップされているところもあるようでございますが、ユーチューブ動画として作成されているものの多くは職員が撮影しているようございまして、時には出演していらっしゃる市長と掛け合う様子など、親しみやすい内容となるよう手作り感を意図して発信されているようでございます。

また、観光PRなど、作り込みが必要なものにつきましては、プロのほうに委託をすればよいかと思いますが、いつでも自由に撮影あるいは編集、発信できるようなところにつきましては、職員手作りのよさだというふうに考えているところがございます。

なお、プロからのアドバイスではございませんけれども、複数の報道機関の方からは一定高い評価をいただいているところがございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 再質問をさせていただきます。

複数の報道機関の方から高い評価を受けているとおっしゃいましたね。初めて聞きました。参考までにお伺いしますが、どちらの報道機関でしょうか。また、1本の動画をアップするのにどのぐらいの時間をかけておられますか。編集はいつ行われておりますでしょうか。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、石川議員のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

まず、報道機関でございますけれども、毎月定例記者会見をさせていただいているところがございます。4月から当該ユーチューブのほうを実施させていただいているところがございますけれども、その報道機関との懇話といいますか意見交換の中におきまして、複数の記者の方からは高評価をいただいているというところがございます。具体的な社名については控えをさせていただきますけれども、1人ではなく複数の記者の方から頂戴をしているというところがございます。

また、ユーチューブの編集に係るところでございますけれども、撮影、編集等々、現在まで12本上げさせていただいているところがございますが、おおむね一月に1本程度で上げさせていただいているところではございますけれども、実質的な実務労働時間といいますか、2週間程度ぐらいで作成のほうをさせていただきながらアップのほうをさせてい

ただいているというような状況でございます。ごめんなさい、6月からでございます。失礼いたしました。もといで6月からでございます。

以上でよかったですか。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） もう一つお聞きしたかったのが、編集はいつ行われていますか。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） 編集のほうでございますけれども、勤務時間中になりますので、執務時間中でおおむね実施をさせていただいているところではございます。中には時間外が一部入ったりすることもございますけれども、基本的には時間の中でさせていただいているというところでございます。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 今、答弁でございました、複数の報道機関ということで、ちょっと複数という言葉にまた引っかかるんですけども、先日も市長が代表質問ときにALTは複数配置できましたとおっしゃいました。2名ですよ。複数というのが分かりやすいのか、2名とはっきり言ってもらったほうが分かりやすいのかなというふうに思うところで、この話を聞いていると、複数というのも何名でしょうかねというところですが、次に行かせていただきます。

問3に行かせていただきます。

このユーチューブの取り組みの成果、効果をどう評価されておられますでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、3点目の取り組みの成果、評価についてのご質問にお答えいたします。

前回定例会の益川議員の質問でもお答えいたしました。広報紙、ホームページ、LINE配信に加えまして、本市の情報提供の手段の1つとして整備できたことはよかったと思っております。13市では長らく本市だけ公式チャンネルはなかったということでございますので、まさに新しい挑戦ができたというふうに評価しております。

また、市民の方からはユーチューブ見ていると声をかけてもらえることも増えてまいりました。1月からは新コーナーも始まっておりますし、これまで以上に野洲市を全国に知ってもらうためのツールとして展開をしたいというふうに思っております。先ほど市長

だけがということも言っていただきましたけども、もしよろしければ石川議員も一緒に出演されてはどうかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 出演のお誘いありがとうございます。ただ、私の記憶が正しければ、市長が就任されたとき、一緒にまちづくりをしましょうとお誘いいただきましたが、この1年半、一度もお声がかからずに今に至っておりますので、今回も社交辞令の類いですかね。

再質問をさせていただきます。

これまでの12本の動画のうち、市長がレポーターを務められたのは何本で、映っておられる比率、大体どのぐらいだと思われますか。私の所感でお話をさせていただくと、比率は100%かなと思っております。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 何の比率ですか。

○11番（石川恵美議員） 映っている。

○市長（櫻本直樹） もちろん100ではないですよ。出演は毎回私が出ております。ぜひ石川議員も一緒に出てもらいたいですけど、映っている時間帯は、最初はやはり私が多かったんじゃないかな。前面に出て、まさに一番汗をかかなければならないというところもありましたので、一生懸命私が出させていただきました。

ただ、一方で、私自身の魅力を伝えるわけではありませんので、体験を通じて伝えようということでありましたけども、見方を変えれば、ちょっと私が映り過ぎているなという部分もありましたので、ということもあって他のスポットを紹介したり市の施策を紹介したり、また企業さんを紹介したりということで、野洲の魅力というものを私がレポートはするんですけど、あくまで脇役で、昨今はまた違った魅力を引き出す役割をさせていただいたということでございます。昨日もちょうど新しいもの、13本目をアップいたしましたので、野洲が誇るアスリートを紹介しましたので、これを見ていただいたら、私が主役でなくその方が主役だと分かっていただけだと思いますので、またご覧いただきたいと思いません。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 早速見せていただいております。

再質問をさせていただきます。

櫻本市長が12本全部出演されているということをご自分でもお認めいただいています  
が、この動画を作ってアップすることで、櫻本市長自身の知名度やイメージも向上するこ  
とも狙っておられますか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 正直申し上げまして、それをしてしまうと問題だと思しますので、  
やはり野洲の魅力を伝えたいということが第1であります。そういったことから、最初  
はちょっと映り過ぎているなというところから少し変えて、他の魅力を映すようにという  
形で配慮をさせていただいているつもりでありますので、今後も私としては自分のPRに  
なっているのかもちょっと実感はないんですけども、当然、市長がこんなことをし  
てということで厳しいお声もいただく部分もありますけども、そういったものも含めて、  
私自身がいい悪いではなくて、市の魅力をいかにして伝えるか、ここに注力をして頑張っ  
ていきたいと思っております。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） なぜこういう質問をしたのかといいますと、市のプロモーシ  
ョンを積極的にやっていただくのは本当によいことだと思っておりますし、それを否定する  
ものではないんです。ただ、これは私の感覚なんですけど、あの動画を見るたびに、野洲  
市のアピールのはずが、映っているのがほぼ市長だけ。つまり、政治家としてのイメージ  
アップを意識されている動画に思えることもあるんですね。政治家櫻本直樹さんとしての  
プロモーションについては、ご自分の手間とご負担で、職員を巻き込まないでご自分でチ  
ャンネルを開設されてやっていただきたいと思っております。なぜ今回市長でないといけな  
いか。櫻本市長のプロモーションビデオを市の職員を使って作るようなことがないようにし  
ていただきたいかなと思っております。本当に今、環境課のほうでもおっしゃったように、職員  
さんは忙しいんですよ。お願いをしたいかなと思っておりますし、一部では野洲市の紹介を期待  
していた市民の方々からご意見をいただいております。野洲市公式という意味の重さをも  
う少し考え直していただきたいというお話もお聞きしております。

全体的に否定するものではありません。これはもう一度言うておきますけれども、いろ  
んな職員さんがいて野洲市のアピールもあるので、担当課の方か市長もおっしゃってく  
ださいましたけど、これからまたいろんなところに発展して行って野洲市をしっかりとア  
ピールしていくということですので、ぜひお願いをしたいと思います。

これで終わります。

○議長（津村俊二） 質問でないですね。

○11番（石川恵美議員） 質問じゃない。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） ご指摘いただきありがとうございます。いろんなご指摘がありますので、一部そういった声があるのを承知しております。というか、当然いろんなことがあると思います。ただ、例えば彦根市のユーチューブチャンネルを見てください。もう私以上に市長がぐいぐいっていますし、また、あまり他市の名前を挙げるのはあれですが、市長が前面になって立って頑張っていますので、そこと比べていただいたら、やっぱりこれがいいのか悪いのかというものは両論あるんだなということを知っていただけるかなと思っています。

ただ、私もずっと自分が出続けたいかというところでもなくて、庁内でも議論をしたことがあります。私ではなくて職員が出たらどうかということも実際議論はさせていただいたんですけども、まだそこまで熟しませんでしたので、その手には出てはおりませんが、今後私だけが出るのがいいとは思ってはおりませんので、ぜひいろんな方が出て野洲をPRするという事はやっていきたいと思っておりますので、ぜひ一緒に、あるいは石川議員も出ていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（津村俊二） 石川議員。

○11番（石川恵美議員） 本当に誘ってくださっているんですね。

これで終わります。

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第11号、第14番、田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 第14番、未来共創、田中陽介です。

普段はあまり前段しゃべらないんですけども、本日は3.11ということで、東日本大震災という天災、それから福島原発事故という人災、これは私が政は自分事ということでこの世界に踏み込んだきっかけということでありまして、このあらゆる天災、人災における被害を受けられた皆様にお見舞い申し上げるとともに、現在天災、そして戦争という名の人災に遭われている皆様に安らかな日常が戻ることを祈念いたします。

それでは、質問を始めます。

D Xで実現する、来てもらう市役所から届く市役所へということで一般質問を始めます。

市長は令和8年度施政方針において、D Xの推進によって市民の利便性、そして質の高い行政サービスにつなげていくということをおっしゃられております。しかしながら、令和8年度の新年度予算にはこれに対する施策が見受けられず、前段の言葉に対して非常に薄いのではないかと感じております。

そこでまず市長に、前段のこの部分に対応する今年度の政策はどのようなものなのかを伺います。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、田中陽介議員からのご質問の1点目、D Xの推進に関する今年度の政策はどの部分に当たるのかのご質問にお答えいたします。

施政方針でも述べましたとおり、国の政策は、人口減少社会にあっても活力を維持し、将来世代に責任ある社会を引き継ぐための極めて重要な取り組みであると認識をしております。本市におきましても、人口減少、とりわけ生産年齢人口の減少は、財政的、人的な持続可能性において課題であり、この構造的課題を打破する重要な鍵の1つがD Xの推進と考えています。業務の効率化を徹底しつつ、限られたリソースを市民サービスの質的向上へシフトさせていくことが私の目指す行政運営の姿です。

D Xは一部の部署やシステムのみで完結するものではなく、全庁的な変革を伴うもので、そのため、今年度はまず組織の土台となる職員のD Xマインド醸成と技術力の底上げを最優先とし、人材育成に係る予算を執行いたしました。既に幹部向け、管理職向けの研修の実施や各部署からのD X推進リーダーの選出、集中研修など、全庁一丸となって取り組む体制を整えたところです。新年度予算におきましても、この流れを加速させるため、継続的な人材育成とさらなる実践のための予算を提案させていただいています。

なお、今年度は文書管理システムやキャッシュレス決済の導入といった庁内基盤の整備にも着手しました。これらは、職員の業務負担の軽減にもつながり、足腰の強い行財政運営に向けた着実な一歩であると考えています。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 今年度は人材育成、それからキャッシュレス決済などに取り組みれるということで、今までも研修など取り込まれてこられたということですがけれども、現在もエコポイントとかごみカレンダーアプリ、それから今回取り入れる健康ポイント、

それから先ほどもありましたユーチューブによる配信であるなど、デジタルツール等数々あるわけですが、私が思うに、全てばらばらに運用されているようなのが現実でありまして、それぞれの登録者数、認知の現状からいっても、市民にしっかり届く質の高い行政サービスになっているとは言えないのではないかという課題を感じております。

私は、重要なのは単独のツール導入ではなくて、先ほど市長もおっしゃったように行政モデルそのものを転換していくこと、そして野洲市が目指すべき姿を、来てもらう今まで従来の市役所の形から、できる限り、できることは現場に届けていく、それぞれのデジタルツールに届けていく、そして本当に大切な、人が対応しなければいけないことにしっかり手厚く対応していくというような方針への転換だと考えております。

そこで、令和8年度施政方針において掲げられた、そうしたデジタル活用等という理念を具体的な政策にさせていただくために質問したいと思います。

現在、多くの自治体がデジタル化を進めておりますが、その中でも京都府の長岡京市におきましては、人口を上回るようなLINEの登録者数というのがあります。これは人口比120%超、8万人の市民に対して10万人以上の登録者というふうになっております。これには様々な要因があるんですが、各種防災情報のセグメント配信や各種施設、行事の予約、それから100を超える行政手続、そして個別最適化されたプッシュ通知ということで、そういったことをスマートフォン1つのLINEというものの上で提供できるということをやっております。それによって郵送費の削減であったり窓口業務の負担軽減、災害時の即時情報伝達、市民利便性の向上、災害対応力向上、そして市民の満足度向上であったり職員の働き方改革にもつながって効果を上げているというふうに聞いております。

先ほど市長がおっしゃられたように、なかなかこれからも職員数を増やすということではできませんし、財源も限られます。しかし、それぞれの市民ニーズというのは非常に多様性があって高度化していくということは明白です。

そこで、この構造的な課題を突破する行政基盤のデジタル転換ではありますが、スマートフォンを基盤として行政サービス統合を推進していくというような考えはございますか。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、市長のほうに答弁要求がございましたけれども、事務的な部分を含むものにつきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

議員のご提案のスマートフォンを基盤とした行政サービスの統合につきましては、市民の利便性の向上、さらには行政情報が確実に市民に届く仕組みづくりにおきまして有効な

手法であるとは認識しております。本市におきましても、現在個別に運用している公式LINEや各種アプリ、そして一定の利用がある電子申請システムなどをいかに利用者目線で一本化し、利用しやすいツールに進化させていくかということの必要性は十分承知しております。

このことから、既存のシステムを有効に活用し、新たなツールへスムーズな移行ができるか、またその費用対効果はどうかという点を含めまして先進事例を調査し、本市における最適な統合のあり方については調査検討を進めたいと思っております。議員のご提案いただきました提案についてを全く否定するものではございませんけれども、現時点では統合する予定はないということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 現時点では統合する予定はないが、将来的に考えていくというような話ですけれども、先ほど市長もおっしゃったように、それぞれが各個でやってもこれはなかなか効果が出ないと。一部で取り組むのではなく全庁的に取り組むということで、そこでいかに利用者目線でやるかというのもポイントであると今、部長からもおっしゃいました。そうした意味で、バックキャストしてどこまでどういうふうにするのか、何を目指していくのかということをはっきりさせることが必要かと思っております。

それで3点目ですけれども、こうしたデジタル化の推進、そして中身のある転換には計画が必要だと思っております。いつまでにどのような範囲で何を目標に進めるのか。こういった具体的工程を示していくべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、3点目のご質問にお答えいたします。

1点目で市長が答弁させていただきましたとおり、行政基盤の転換には、まずキーとなるDX人材の育成が重要だと考えております。これは非常に重要なポイントでございます。業務改善を図るためには、まずはデジタル分野における専門知識を身につけるということになります。また業務を可視化する中で優先順位や対象範囲を判断していかなければならないということになります。その上で、市民の利便性がどう向上するかについても並行し調査検討を行うこととしておりますので、現時点では、行政基盤の転換までを想定した代替的な計画の策定については想定していないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） まずはデジタル人材の育成が必要であるということで、まだ策定はする予定はないということなんですけれども、どの時点でそれを決めていくのか。今、いろんな業務の棚卸しといたしますか、どういったことがDXで改善できるのかとか、そういったことを各リーダーが取り組んでいただいているというように思うんですけれども、どういう方向に取り組んでいかという目標がないと、なかなかそれぞれの属人的な感覚に頼る部分があるんだらうかなと思います。そういう意味で、どの時点になったらそういう目標をしっかりと明示していくのかということをお伺いします。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 再質問にお答えいたします。

今現在、DXリーダーの育成の目的といたしましては、いかに今の業務を可視化して業務フローをつくって、どこにデジタル技術が導入できるかという点について、研修を進めているところでございます。まずは職員の技術力、知識の底上げというのは非常に重要なポイントでございますので、どの時点という明確な回答についてはちょっと難しいんですけれども、今現時点で研修計画として位置づけさせていただいているのは、3年間をスパンにこの計画は、DXリーダーの研修につきましては3年をスパンにいわゆるレベルを上げていこうということになっていきますので、その時点をもって一定の業務改善、いくつかの改善ができればなどは考えておりますし、それ以外にも、できるところからではありますけれども、一定着手できるところについては、デジタル活用推進課がサポートしながら進めていくというような、こういう形を取っていくと考えております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） まずは3年の期間の中でということをお伺いしましたので、次に行きたいと思います。

また生産性の向上とか今おっしゃった各種業務についてのいろんな改善等を検討、研究していくわけでありましてけれども、現時点でいろんなそういった改善をどれぐらい担当課等は把握しているのか、これは4番目の質問ですね。また、それをどのぐらい削減しようというのは既にある程度できているのか、そういったことをお伺いします。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、4点目のご質問にお答えいたします。

どれだけ削減ができているかというところなんですけれども、これまで行政手続のオンライン化を進める中で、その実績に基づいた業務にかかる時間削減については、試算ですけれども行ってきております。これによって、DXによって対応できると考えられる郵送料や窓口対応時の時間等についてなんですけれども、全庁的に総計をして把握しているというような今取り組みはしておりませんでして、実際のところは、既に行ってきた業務に対してどれだけできているのか、それを試算程度ですけれどもやっているというところでございます。今後につきましては、そうした観点から、先ほど議員おっしゃっていただきましたけれども、業務フローについての棚卸しを含めて、個々の業務を見直す中で目標について設定ができればと考えております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） これから取り組んでいただけるということでもいいと思いますが、ただ、全庁的に把握はできていないということを今もお返事いただいたんですけれども、こういった何がどれぐらいできているかとかということのデータを活用することも、これまたDXの非常に有用なところ、それをそれぞれが単独で把握しているのではなくて、どういうことでどうなっているのかという、これを分析していくというのも非常に大切なことなので、これは担当課、そういったデジタルの担当課とかが、それとデータ活用、そのデータをどう次に生かしていくかということも同時に取り組んでいただかなければならないかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。こちら再質問です。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） データを活用するという視点につきましては、そのとおりでございますし、現時点でそれがやっていないかという、またそういうことでもないと考えています。実際のところは、令和3年ぐらいからいわゆるプロジェクトチーム的な形を取りまして、行政手続のオンライン化ができるところはないかというところで順次着手してきているということでございます。その中で、定量的な話もございまして、そうしたところは一定デジタル活用推進課のほうで、この辺できるんじゃないかというようなつばつけじゃないですけれども、見込みをつけながら、こうしたところは着手できるんじゃないかというようなアドバイスも含めて原課と調整をしたり等はしておりますので、現時点ではそのような対応になっているということでございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 承知しました。今おっしゃった、この辺できるんじゃないかというのが多分非常に大切で、例えば我々のような子育て世代で手続で、さらにそんなに相談をする必要もないような単純な手続であれば、スマートフォンとかでぱっとできるようなことであれば、本来100%スマートフォンになってもおかしくないと思うんです。わざわざ来る手間のほうを考えると。そういったところから、でも、それが全然上がってこないというのであれば、それは要は届け方が悪いとかその仕組みに問題があるとかというふうになるので、そういう意味でもできるだけオンライン化率、どれだけそれを使ってもらえているかというところをしっかりと把握していただきたいと思いますが、これは5番の部分になるんですが、そういった数値目標はもう今の段階からでもしっかり設定していくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 5番の通告に従って回答させていただきますが、先ほどお答えいたしましたとおり、行政手続のオンライン化につきましては令和3年度に、先ほど申し上げましたけれども、取り組んでおりまして、総合計画の実施計画の施策評価におきまして手続のオンライン化の目標値は設定しているところでございます。既に電子化した行政手続につきましては200業務を超えておりまして、オンライン申請による利用者件数につきましては、令和8年1月時点で約3,200件となっており、実績ベースでの削減効果につきましては一定可能であると考えております。

今後は、手続数を増やす段階から実際に市民の皆様に活用していただく、いわゆる利用率を上げるフェーズへと移行すると考えています。これは、議員2点目でご質問していただいたとおり、そうしたソフト、アプリも含めてでございますけれども、そうしたことも踏まえまして、今後数値目標についても設定できる、可能な限りで設定をどのようにしていくかということを検討しながら進めたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 総合計画で一定定められているということですが、これの解像度をより上げていただいて、全体をごっちゃにしちゃうと何か全てがごっちゃになっちゃうので、先ほど言ったように、それぞれのもの別でしっかり考えていただきたいなと思います。

それに関連して6番目に行きたいんですけれども、結局このDX化アプリ、オンライン

手続にしても、使ってもらって何ぼというか、使ってもらわないと意味がないというところで、現在市民が最も負担に感じている手続であるとか、そうやってオンライン化できるのに全然できていないものとか、そういったものを把握しているか。そして、それらをスマートフォンで完結させるような計画というのは、戦略的に立てておられるのかということ伺います。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 6点目の質問でよろしかったですね。

まず、市民が負担に感じるという点で申し上げますと、やはり貴重な時間を割いてわざわざ市役所に手続に来ていただかなければならないという点が最も大きいのではないかとすることは想像しております。しかし、手続の電子化につきましては、システムの導入により着実に進めておりますけれども、実際着手できていない業務もあることも事実でございます。これは単なるシステムの可否だけでなく、業務フローそのものの見直しや制度的な課題、さらには担当職員のデジタル活用能力の向上が不可欠であると考えております。

こうしたことから、スマートフォンでの完結につきましては、現時点では有効な姿ではございますが、法令上の制約やデジタルに不慣れな方への配慮など、解決すべきハードルもあるかと考えますので、このような点で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 今もいろいろ工夫しながら考えておられるということで、次に行きますけれども、もしなかなか実際進まないこともあるということで課題もあるということなんですけれども、やはりこのどこからそれを手をつけていくのかとかというのは、実際に他の自治体がもう既に先行されている部分がたくさんあります。もちろん課題もあったり、いいところ悪いところあると思うんですけれども、例えば長岡京市を例に挙げましたけれども、GovTech Expressという仕組みを使っておられますが、これはもう全国で350以上の自治体が入れていまして、もう何百もの行政手続をこのソフトの中で運用しているという実態もあります。別にその会社の回し者でもないのに、それを使えというわけではないんですけれども、そうした実態をしっかりと研究していただいて、できるだけ効率的にこの計画を進めていってほしいなと思っておりますが、いかがでしょうか。これ7点目です。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 7点目のご質問にお答えいたします。

確かに、先行自治体については、先に導入をされていることもございますし、課題も持っておられると思いますので、そうしたところも踏まえて調査し、進めていくというのは必要やと思っていますし、ただ、今350の自治体が導入されているということも、非常に検討材料としては有効な視点の1つかなと思いますので、その辺を含めて検討させていただきたいと思いますが、行政手続の電子化、DX化に当たりましては、まずやっぱり費用対効果を含めた課題があるため、まずは対象件数が多い手続、また待ち時間の多い手続に焦点を当てて検討を進めたいと考えております。これは議員おっしゃっていただいた棚卸しによる分析という形を取っていくものと考えておりますけれども、こうしたことで考えていきたいと思っております。

なお、紹介させていただきますが、電子申請システムに備わっているアンケート機能によりまして、満足度については可視化をすることが可能でございます。具体的な例を申し上げますと、今年度実施いたしました学童保育所の入所申込みについて、オンライン化において利用者のアンケートを取らせていただきました。これにつきましては、約86%という高い満足度の結果が得られたところでございます。これにつきましては、仕事、育児に多忙な現役世代のニーズに合致した結果であると分析しておりますし、今後もこうした事例を積み重ねまして、先ほど申しました先進事例も参考にしながら、それはどのようなアプリを使うかということも含めて、市民の皆様の利便性が実感できる分野から戦略的に拡大していきたいと、このように考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） ありがとうございます。86%の満足度ということで、そうだろうなと思います。

これ再質問ですけれども、学童で今やっていただいて皆さん満足されているんですが、ちなみに学童でネットを使って申し込まれているのは何%ぐらい分かるでしょうか。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 資料によりまして、申請申込みが、令和8年度に向けての申請申込みなんですけれども、現時点と言っていいと思うんですが、1,260件中917件がいわゆるオンライン申請で手続をされているということで、率にしますと、73%の方が利用されているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 73%という、徐々に多分伸びていくようなことだとは思いますが。ちなみに長岡京の場合は、学童90%以上が電子でされているということで、その辺は始めた年数であるとかそういったこともあると思いますし、私が言っていたように入り口がどういうものなのかということもあるのかなと思うので、そこはまた研究いただけたらと思います。

それでは、8つ目にいきます。

なお、施政方針ではAIの活用にも言及されておりますが、現在本市でAIを実装している行政分野は何か、また、市民の対応によってチャットボット等のAIを活用する計画はあるのかお伺いします。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、8点目のご質問にお答えいたします。

市民サービスに直結するAIの実装については現在ございません。

最近、生成AIにより市の情報を調べるといった行動のパターンも見受けられるところでございますので、こうしたことから、市民が市の情報を簡単に調べられるようにホームページの既存情報との連携について今、研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） やはり我々の世代で話を聞いていっていても、お母さんとかに話を聞いていても、ホームページってやっぱりちょっと見づらい。文字が多くてレイヤーがすごく多いので、探して1個1個入っていかねばいけないというのが結構ハードルになったりします。そういうところでチャットボット等を活用できると、もちろん複雑な個別事案には対応できませんが、簡単なことはすごく分かりやすく進めると思いますし、ちなみにコスト的にも、窓口職員とかの負担削減を考えたらかなり対応コスト効果もいいと思いますが、これを検討されていない理由というのは何かあるのでしょうか。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 研究されていない理由はないんですけれども、現時点では、このような状況は理解していますけれども、実際そこまでの動きはしていないというようなことになります。最終的にホームページの情報をどこで調べるか、ホームページにつきま

しても市のホームページ、政策調整部局との調整等も必要となると思いますので、情報を共有化しながら進めていければなどは考えております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） ぜひ研究していただきたいと思います。

そういったことも踏まえて、今、部長おっしゃったように政策調整部と総務の関係性も非常に大事ななと思っております、こういったDX推進は政策調整全般にまたがるのが非常に多いと思いますし、広報ともまたがる部分が多いということで、そういう意味でも、9番目に移るんですけれども、まずやはりしっかりと目標を設定された構想というのを策定して、バックキャストして動くという必要があると感じますが、これはいかがでしょうか。これは市長、答えてもらえるのでしょうかね。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 9点目のご質問にお答えいたします。

DXの活用を戦略的に行っていくという、こういった大きな方向性につきましては、私も議員と同じように大いに賛同するものであります。その上で、少し現状についてもお話をさせていただきたいんですが、BPR、業務改革を進めた上で明確な数値目標、KPIを設定していくことは重要な視点であると認識をしております。先ほど総務部長が答弁しましたとおり、現在本市におきましてはDX推進リーダー、この育成を通じた体制づくり、これに今注力しております。さらに、満足度調査によります市民ニーズの可視化、こういったこと、いわゆる土台づくりを現段階では最優先で進めているという現状があるということございまして、こういった現状を踏まえると、議員がイメージされておられるようなスマート市役所野洲2030構想、こういったものは、現段階では検討に着手するというものは少しタイミングとしては難しいのかなというような形で今捉えているところであります。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 今、市長はBPR、業務の再構築とか、いろんなことをやっていく段階ではまだないのかなという話をされたんですけど、私は逆にむしろ今の段階こそ、それをやるべきタイミングかなと思っております。というのも、業務を改革して新たに構築するにしても、何のために何を目標にやっていくのかという、どのほうに向かうかというのがないと、それぞれ属人的に、担当課別にやってしまったりとか、そこを横串を

刺せるというのは市として一貫したものがないと難しいんじゃないかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりだとも思っておりますし、この人材育成を今やっておりますけども、それをやりながら、そういった次の展開を当然考えていく必要がございます、その展開を、今の段階からそういったものを見据えて次どう動くのかということは、今からも考えていく必要があるというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） では、次の質問に行きたいと思います。

今、考えていきたいということですので、であれば、やはりこれから、あと2年半ですかね、櫻本市長の任期の間、どういうふうに進めていくかというロードマップ、実際、言葉としては野洲市DX推進ロードマップというのが出てくるんですけども、これは全然公開もされていませんし、表に出ているものではありません。じゃなくて、本当に誰もが目に見えて、議会もそれをしっかりチェックできるような形でロードマップを公表して、その進捗具合でありますとか年次の成果というものを市民とも我々ともしっかり共有していただくということが大事かなと思います、これ、だから10点目の質問になります。いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、これから、約2年ぐらい、DXのロードマップを公表し、進捗を市民あるいは議会に報告することを提言いただいたものであります。一般的に数値目標の設定された計画は重要だというふうには思っております。しかしながら、デジタル技術というものが日々進化しているような状況でございます、我々が想定している以上のスピードで、またその流れが速くなっているということでございます。そこを考えると、固定化したような計画が本当にどこまで有効なのかという部分も一方であるというふうに思っております、この固定化された計画をつくることの労力もさることながら、これを時代の流れに応じて随時更新をしていかなければならないということで、2、3年先がなかなか見えない中で、計画は本当に多くの労力を費やしますので、それをやるのがどうかと、ここの判断もあろうかなというふうに思っております。当然これは多くの職員を割くことになりますので、どんなものをつくるのかということから考えていく必要があ

るのではないかなと思っております。という状況ではあるんですけども、これは公表はしていないんですが、確実な人材育成と職員の意識改革を図るため、組織内の内部向けではあるんですが、DXの推進に係るロードマップというものは一定整理させていただいて、それに基づいて今、人材育成等を進めさせていただいているということでございます。

ただし、議員がご提案の年次の成果、これを議会や市民にご報告するという点につきましては、DXという目に見えにくい取り組みであることを踏まえまして、進捗と成果について情報提供をしていきたいというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） まず、今おっしゃられたロードマップということですけども、これも担当課にお願いして公開していただいたんですけども、それも結局はそれがどれぐらいちゃんと進んでいるのかというのは定量的な評価も必要ですし、そういったことをデジタル推進課がしっかり横串を刺してやっていくということが必要かなと思います。

そして、固定化された計画がこの時代にはなかなか合わないんじゃないかという話なんですけど、全然私は固定化する必要はないなと思っていて、もう随時どんどん更新していく。更新していくたびに教えていただいたらいいので、別に全然固定化する必要はなくて、これはどの計画でも一緒なんですけれども、つくるのに多大な時間をかけるというのもある意味ナンセンスかなと思っていまして、今やっていることをしっかり明文化して、何を目標にしているのかと、本来全て担当課それぞれが持っているはずなんです。それをしっかり可視化する。そして、それを随時更新できているかも見ていくということにつながると思うので、計画を否定しちゃうと、今の公務員の業務自体が基本的には計画を持って多分動いていると思うので、そこはやはり必要性はあるんじゃないかなと思います。

それは共感していただいている部分もあると思うので次に行きますけれども、これを本気でやるには、全庁横断で、上長も課長級もリーダー以外の人間もしっかりそれを理解していく必要があると思います。そのためには全庁横断の本部のようなもの、市長をトップとしたような本部をつくっていくということも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。これは11番目です。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 11番目の全庁横断のDX推進本部の設置についてのご提案でございます。

確かに、先進事例の中には専門組織を設置している自治体もあるということございま

す。本市におきましては、先ほど申し上げました各部署から選出いたしましたD X推進リーダーによりますネットワーク、これを構築いたしておりまして、現場への課題を全庁的に共有、解決する仕組みを今先行しているというような状況であります。本気でD Xを実現するためには、議員ご指摘のとおり組織の風土、それから職員一人ひとりの意識改革が何をもってまず不可欠ではないかというふうに考えているところであります。繰り返になりますが、まずはこのD X推進リーダーを中心といたしました機動的な体制を定着させまして、後は私のリーダーシップのもと全庁が一丸となって取り組む実質的な推進体制を強固なものにしていきたい、現状ではそのように考えております。

また今後、事業の進捗、規模の拡大に応じまして、より強力な統括組織への移行が必要と判断される場合には、組織改編も含めまして柔軟に考えていきたいと考えております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） それを進めていかれるということで今お言葉をいただきましたので、最後になるんですけれども、やはりこのデジタル化というのは1人1台、皆さん、今、高齢者の方もスマホを持たれているというこの現状を踏まえると、やはりスマホ自体が市役所の窓口になるというぐらいまで持っていかないと、なかなか、そのつもりでやらないと成果が出ないんじゃないかなと思います。

そういった意味で、市長がしっかりその辺りのリーダーシップと明確なビジョンを持ってバックキャストしていただきたいと思いますが、再度同じような形にはなりませんけれども、お考えをお伺いします。これは12問目です。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 12番目、市政の未来戦略としての明確なビジョンを打ち出すべきということでご指摘いただいたものであります。

冒頭で申し上げましたとおり、人口減少は財政的、人的な持続可能性において課題でありまして、この構造的課題を打破する重要な鍵の1つがD Xの推進でありまして、業務の効率化を徹底しつつ、限られたリソースを市民サービスの質的向上につなげていくということが私の目指す行政運営であるため、県内でも先進的な自治体となるように予算確保に向けても取り組んでいきたいというふうに考えております。これまで、ともすればD X等のシステム導入に当たっては、どうしてもどれだけ人件費が削減できたのかというものを中心に予算の査定もしておりましたけれども、やはりもうD Xはそういった観点以外の部分を考えていかなければならないのではないかなと。職員がまずいないという状況、これを

どこに人を配分していくかというものも考えたら、決して費用対効果ではない、DXというものの本当の威力というもの、これも考えていかなければならない。そういった新しい観点からも新しい政策を考えていく必要がある。このようにも考えておるところであります。

また、先日2月25日に締結いたしました本市と京セラ及び京セラコミュニケーションシステムの包括連携協定によりまして、市民サービスの向上に向けたDXの推進について連携等ができるようになっております。これは京セラの野洲工場にもDXに広く貢献できる人材もおられるようでございますので、そういったものも一緒に連携をさせていただいて様々な検討を進めていきたい、このようにも考えております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○市長（櫻本直樹） 京セラとの連携協定も結んでいただいたということで、市長もかなり意識をいただいていると思います。実際DXによっていろんな業務が効率化できることによって、より優しい野洲市、市役所が実現できると思うので期待しております。

では、次の質問に行きたいと思います。

続きまして、市街化調整区域の空き家活用による既存集落の未来についてということで質問いたします。

前回、遠藤議員が中里・兵主学区における地域振興策ということで、既存集落の外の田んぼ、青地の用途変更のこととか地区計画のことについて語られておりました。そういったこともありまして、ご存じのとおり既存の集落は農業従事者の減少や農業の産業としての相対的な縮小、昔やったら農業で食べていけたけど、今ではなかなかそんな人数は難しいというようなこともあって先細りしております。しかしながら、野洲市においてはアクセス面において実際は車社会でありまして、不便はそんなになくて、静かであり、顔の見える温かな関係性、あとは土地の価格等、現役世代にとってはそういった集落というのはむしろプラスに働く部分もあるのではないかと考えます。

四日市市等ではこの課題に向き合い、市街化調整区域において空き家活用の促進を図る必要があるということで、開発審査会の諮問を経て新たな制度を制定し、令和5年度から既存集落の空き家の住宅用賃貸を認めておったり、また令和6年度からは新たに空き家活用の規制緩和を開始しております。事例としても四日市市のみならず、近隣でいくと東近江市であったり兵庫県の赤穂市、西脇市等、多様な形で市街化調整区域の未来について議論が行われております。必ずしもマイナスばかりではないと私は考えておりまして、捉え

方やり方によっては、既存集落の空き家は非常に活用できるのではないかと考えております。そして、国交省におきましても弾力的な運用というのを規制緩和しておりまして、そういう文書も数多く出しております。

そこで質問いたします。

1つ目です。市街化調整区域は都市計画法に基づき、原則として開発や用途変更を制限される区域と認識しておりますが、まず本市としての調整区域にある空き家、空き家というのは申請されたものだけではなくて、実際は空いているけど世に出ていないものも含めた課題と現状認識についてお伺いします。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） それでは、田中陽介議員の市街化調整区域の空き家活用の既存集落の未来についてということで、1点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、答弁要求については市長のほうでございましたけれども、現状の制度と国や県、さらには他市の情報提供ということもございますので、細部にわたるご質問ということで私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

市街化調整区域の空き家は、市街化区域に比べまして不動産の流通が鈍く、売却が進みにくいため空き家状態が長期化する傾向にございます。その結果、草木の繁茂や建物の老朽化による屋根瓦の落下や外壁の崩落など、近隣住民の生活環境や安全に大きな影響を及ぼすことがございます。

また、所有者が不明な空き家、管理が行き届かない空き家等の増加につきましては、地域コミュニティの希薄化を招き、自治会活動の低下や少子高齢化の進行を一層促進する要因の1つとなっております。市としてもこのような課題があるというふうなことを認識させていただいておることでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 現在、今お答えいただいたように、非常に難しい課題であると。課題も認識しているということなんですけれども、この点に関して再質問ですが、今の課題認識においては、例えば自治会とかそういった個別の当事者の方からこの空き家をどうしたものかとか、これを何とかしたいのであるがとかそういう相談が実際に原課にいろいろ来ているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） まず、相談の状況でございますけれども、活用のご相談もあります。ただ、数字的にどれだけの相談があるかというのは今申し上げられないんですけれども、活用以外にやはり自治会のほうで困っておられる空き家、特に先ほど答弁で申し上げましたような、草木が茂っておって瓦が落ちてきそうや、塀が壊れてきそうやというようなことで、自治会のほうがお困りいただいているというような情報を自治会のほうからご提供いただいているというふうなことがございます。そういった案件につきましては、制度に基づいて市が把握をさせていただいているというような状況でございます。ちなみに、現在49件の空き家を今申し上げたような対応が必要な空き家というような認識で管理させていただいているという状況でございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 積極的な活用の相談もあれば、本当にどうしようもなくなっている空き家も多くあるということで、このどうしようもなくなっている空き家になってしまうと、もう本当に最終的には行政代執行というような形で行政が負担して、それも所有者等に連絡がつかなければ泣き寝入りになってしまうというようなことも最終考えられるということもあって、国もいろんな弾力化によって、そうなる前にしっかり空き家を何とかしていきたいということでいろんな規制緩和を進めております。

そこで2点目に行きます。

今言ったように国や県とかいろんなところで、都市計画法の許可基準を弾力的に運用する、もしくは空き家の計画を立てて独自の運用をしていくなど、そういった動きが出てきておりますが、本市として国の制度やこういった運用方針の改正、弾力的運用の位置づけをどう捉えておられるかをお伺いします。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 2点目のご質問のお答えをさせていただきます。

まず、特定空き家の関係で、野洲市は結構特定空き家の対策で対応してまいったというようなことがございますので、その反省から、できるだけ特定空き家にならないように、どういったことで活用いただけるかというようなスタンスでこれまで取り組みをさせていただいている、強化をさせていただいているというような状況でございます。

そこで2点目のご質問でございますけれども、国の制度や運用指針の改正、都市計画法の許可基準を弾力的に運用することで、空き家の用途変更を制度的に整備する動きにつき

ましては、空き家の利活用を促進し、地域再生や住環境の維持、さらには防災、安全の確保につながることを期待できますので、本市としても有効な手段という認識をさせていただいております。

一方で、市街化調整区域につきましては、ご承知のように、そもそも市街化を抑制する目的としておりますので、基準を一律に緩和することは、市街化の無秩序な拡大や生活環境の悪化を招くおそれもございます。空き家利活用の有効性と市街化抑制の原則との均衡を踏まえて、慎重な判断が必要というふうに考えております。

なお、本市の取り組みといたしましては、先ほど申し上げましたように、平成31年4月から地域コミュニティの維持や空き家への対策の一助とするために、自己用住宅を必要とされ、一定の要件を満たす人であればどなたでも自己用住宅を建築できる基準、既存宅地における自己用住宅（都市計画法第34条12号（4））を野洲市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例に定めまして、一定の規制緩和を図っておるところでございます。

なお、この基準は市街化抑制の趣旨を損なわない範囲で、市内の実情を踏まえた空き家対策として導入し、取り組んでおるということでございます。許可実績のほうも、順調に許可をさせていただいているというような状況でございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 野洲市でもこの弾力的な運用の中で自己用住宅をオーケーにしているということで、これは非常に評価できることだと思いますし、また社会的な福祉等における施設の賃貸による運営等も、先述いろんな変更を基に許可をしているということもありまして、こういったことは非常にいいことだなと思っております。

そこで、今答弁いただいたことでも、この都市計画法において非常に大事な概念となってくるのが市街化という言葉やと思うんですね。この市街化を促進する、市街化を促進しない。一体これはどういうことなのかな。市街化ってなんでしょうかね。例えば、もともと既存の集落には桶屋さんがあったり工事屋さんがあったり、いろんななりわいをしている人たちがいて、そしてその集落というのが1つの経済圏として成り立ってきました。でも、大手のスーパーとかができて、そういったことがどんどん潰れていったわけですが、それと同時にみんな外に働きに行ったりしてどんどん人がいなくなって、そして集落がだんだん維持するのが難しくなっているという現状があります。これは例えば、今改めてこの時期デジタル化も進んできていろんな社会が変わってきていると。昔みたい

に駅近じゃなかったら人が来ないとかそういうこともなくて情報もしっかり発信できるということで、こういった既存集落においても、例えば賃貸によって事務所にしたりとか小商い、迷惑をかけない範囲のいろんな工房であったり、いろんな小さな経済をそこでつくっていくということも考えられるんじゃないかな。それは私は市街化とは言わないんじゃないかなと思うんですが、この辺の概念について、協議とか検討をされているということはありませんでしょうか。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 再質問でございますけれども、都市計画法の趣旨に及ぶようなご質問でございますので、ちょっと市町村からのお答えとしては難しい部分があるんですけれども、都市計画法の中で規定されております市街化区域、市街化調整区域という概念がございますので、その概念に従って市街化調整区域は市街化を抑制する区域、つまり、現状の市街化区域ではないような積極的に開発を行わない区域、抑制をしていく区域であるのが市街化調整区域であるという認識をさせていただいておりますし、一方で、これは都市計画マスタープランの中でも示しておるんですけれども、野洲市の都市づくりの基本的な考え方ということで、多極分散型ネットワークということで、コンパクトシティの概念がございますし、拠点を中心に緩やかに都市機能を集約していく、さらにはその拠点を広げていくような市街化拡大をしていくというのがメインであるかなという認識なんですけれども、一方で、郊外に位置されます市街化調整区域の振興策、活性化というものも同時にこれは進めなくてはいけない課題という認識をさせていただいております。これを現行の制度の中でどういうふうに運用していくのかというのが我々の力の出すべきところかなという認識なんですけれども、現行の都市計画法の中では、議員ご指摘いただいておりますように、集落内の地区計画という制度もございますし、これは既存集落を巻き込んだ地区計画もあります。このことについては、非常に本市のほうは、0.3ヘクタールからできるというような条件もございますし、基準を緩和して積極的に活用いただけるような制度設計をさせていただいております。

また、調整区域の許可基準としましては、34条の中に多数許可基準がございますので、それをうまく運用していきたいなというふうな認識で進めさせていただいております。

お答えになっていきますかね。すいません。以上でございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 市街化の概念についてはなかなか難しいということだったんですけど、まずこれをしっかり定義するということが1つ大事かなと。それがだんだん揺らいできているから、国もどうしたものかと、いろんな緩和をしたりなんかして現状に合わせてきていると思います。もちろんこれは国の仕事でもありますので、引き続きしっかり見ていただきたいなと思います。

次、3点目に行きます。

四日市市のように、既存集落の空き家を賃貸住宅や地域資源を活用した用途変更に許可した先進例が存在しますが、本市としてこのような取り組みをどのように評価し、参考にしていく方針かお伺いします。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 三重県四日市市の事例でございますけれども、空き家の賃貸住宅への用途変更や空き家、空き店舗を観光振興や地域再生に活用する取り組みとして評価できるものでありまして、地域資源を生かした優れた取り組みであるというふうな認識をさせていただいております。

しかしながら、都市計画法の許可権限等の関係もございます。ご承知のように三重県四日市市は30万を超える都市でございますので、開発許可権限はもちろんのこと、開発審査会までを有しておられる。つまり、滋賀県と同等の許可権限を持っておられるというふうな自治体でございますので、それと単純に比較できないということもございます。こうしたことから、他市の取り組みを本市にそのまま導入するかどうかについては本市の人口、さらには土地利用の実態、実情、インフラ整備の状況、地域コミュニティの特性等を踏まえて、実情に即した制度であるかどうか、これを検証する必要があるというふうに考えております。

また、滋賀県におきましては、令和5年4月に市街化調整区域の空き家に関する新たな許可基準を追加していただいております。この基準は本市におきましても、空き家から賃貸住宅や地域再生に資するものへ用途変更ができる基準として、既存の建物、建築物を活用した地域再生のための用途変更についてという基準でございますので、都市計画法34条14号、提案基準33という形で規定をさせていただいているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 本市は開発の審査会を持っていないということで、そういったことのいろんな縛りもあろうかと思いますが、今おっしゃった地域再生の34条14号においては、これは県の審査会に審査をいただくというような案件という認識でよろしいでしょうか。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 令和5年4月に制度化を県のほうで図られまして、提案基準33、既存の建築物を活用した地域再生のための用途変更についてという開発許可と建築許可の基準でございまして、これについては開発審査会に付して許可を得るというようなことでございます。いわゆる事前相談案件になるというような取扱いになってこようかと思っております。

なお、東近江市さんでも同様の条例をされておるんですけれども、この東近江市さんの取扱いを踏まえて、滋賀県のほうでこういった基準を設けられたというようなことも確認させていただいております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 県のほうでも近隣他市でもそういういろんな取り組みをされているということですが、4つ目に行きますが、野洲市版のそういった条例とか基準や空き家活用計画による運用を現在検討しておるのかお伺いします。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 4点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

市街化調整区域は、ご承知のように開発を抑制する地域でありますので、無秩序、無計画な市街化などのスプロール化を防止する役割を担っております。このために、当該区域に対して安易に開発緩和措置を講じることについては、緩和の必要がない土地や建物まで規制が解除され、新たな空き家の増加や生活環境の悪化を招くおそれもございます。こうしたことから、慎重な検討が必要であると考えているところでございます。

現時点におきましては、地区空き家等活用計画の導入でありますとか用途変更許可の基準整備については検討しておりませんが、先ほど来申し上げております国等の制度の状況でありますとか、他市の先例事例等の把握に努めてまいりたいなというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） それでは、5番目に行きます。

今のお答えにも、そういった必要性はある。ただ、無秩序な開発は駄目だということで、この無秩序な開発はどういうことなのかというのやはり定義していく必要があると思います。それが無秩序な開発でないのならばいいということですので、それが既存のコミュニティの維持等に本当に有用だと判断されれば、それはできる方向にやっていく必要があると思います。

そのためにも、5番目ですけれども、地域振興の視点から空き家活用を進める上で、用途変更許可をいかに簡略化するかとか、そういった支援制度、その姿勢が鍵になってくるかと思いますが、具体的な支援制度の導入検討についてお伺いします。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 5点目のご質問でございます。

特に改修補助に関してお答えをさせていただくこととなりますけれども、一般にリフォーム等の改修工事費を補助する制度でございますけれども、現時点においては、このリフォームの改修工事費を補助するという制度は導入を検討してございません。

一方で、相談体制につきましては、現在空き家に関する一般的な相談は市職員が窓口で受付をさせていただき、各種関係制度の案内でありますとか手続の紹介を行っております。より専門的な相談の場合については、滋賀県空き家管理等基盤強化推進協議会のほうをご案内させていただいております。同協議会では、滋賀県建築士会や滋賀県宅地建物取引業協会など、専門家が相談窓口となっておいておりますので、技術的助言など専門的な支援を受けることができるものでございます。本市といたしましても、こうした相談窓口の周知と同協会との連携強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、改修補助の関係ですけれども、耐震の関係で、木造の住宅耐震改修等事業補助金制度というのは本市のほうで設けておりますので、これを運用しているというような状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） リフォームに対する助成はないが、県協会と協力して様々な支援等を行っているということですのでけれども、これはたしか、今指定されているその40

いくつかの空き家とかを解体とかする際には補助が少しあったような気がするんですが、それは間違いないでしょうか。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 様々な空き家のそういった対応について、空き家情報誌も周知をさせていただいている中で、制度のほうも周知をさせていただいております。空き家等の解体支援補助金という制度の中で、工事費の3分の1、最大10万円という形になりますけれども、補助制度を設けさせていただいておるといふような状況でございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） そうしてリフォームをして新たに建てるということであれば、少しあるということですね。

それでは、次に行きます。

野洲市においては、不動産や空き家バンクに出てこない隠れ空き家が増えているのではないかというふうに考えられます。この活用に関しては、所有者の認知や近所住民の理解、合意形成が不可欠であるとするが、そのための周知策や合意形成の仕組み強化について、何か考えておられるかお伺いします。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 強化という形には至らない部分もあるかと思っておりますけれども、ご指摘のように所有者の高齢化や相続後に放置される管理不明の状態、また都市部への人口流出など、市が把握していない空き家が増加しているというようなことも考えられるところでございます。本市におきましても、空き家の利活用は所有者への支援や地域住民の理解、合意形成が不可欠であると認識をさせていただいております。

そのため、本市におきましては、令和6年度に空き家問題に関する必要な情報をまとめた情報誌を作成し、市内の各施設窓口に配架するとともに、必要な方へ行き渡るよう全自治会に約1,300部を配布し、啓発をさせていただいたところでございます。ちょっと現物をお見せさせていただくといいんですけども、こういったチラシの、パンフレットでございます。結構コンパクトにまとまっております、非常に有効的に使われているというふうな状況でございます。

また、令和5年度に設置をいたしました野洲市空き家バンクにつきましても、市ホームページや情報誌で周知を図りまして、登録の促進と利活用の機会提供に努めておるところでございます。今後も目が届きにくい空き家の把握や、所有者の支援、地域合意形成の仕

組み強化に向け、情報誌等による啓発を強化するとともに、空き家バンクの利便性向上策など、検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 今おっしゃられた所有者不明であるとか、非常に難しい空き家以外に、例えば息子たちが出ていった、もしくは帰ってきてまた別の家を建てて、別の家を建てたけど母屋が空いたとかそういったことになると、ただ先祖代々のものだからそう簡単に売るわけにもいかない、みたいなことがこれからどんどんできてくるのではないかと考えられますし、今もあるのではないかと思います。

そういったところに対するアプローチが必要かなと思ひまして、これは次に行くんですけども、そういった空き家が1つの市の資産となるというような認識で活用していくというような制度を整えていく必要があるのかなと、これが7点目の質問なんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 制度の明文化というようなご質問の趣旨かなというふうに思います。市街化調整区域は、繰り返しになりますけれども、市街化を抑制するという基本原則がありますことから、空き家の利活用を進める際にはその原則と利活用の必要性を慎重に調整する必要がございます。

一方で、ご指摘のとおり、市街化調整区域内の空き家活用の制度設計につきましては、地域の安全、生活環境の維持や地域再生に直結する重要な課題でございます。本市といたしましては、条例に定めております既存宅地における自己用住宅（都市計画法34条12号（4））の基準と、滋賀県が定めていただきました既存建築物を活用した地域再生のための用途変更に関する基準（都市計画法第34条第14号、提案基準33）の運用の状況を踏まえまして、本市の実情に即した基準の見直しや新たな制度化が必要かどうかを総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

なお、制度化を行う際には、単なる個別対応や運用にとどめることなく、条例やガイドラインといった制度の枠組みで明文化、明確化し手続の透明性を確保するとともに、制度の利用促進に努めてまいりたいというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 必要に応じてやっていくということで、その必要をいつ感じるかというのが非常に問題なんですけれども、やはり既存の集落が機能しているうちにやらないと、いくらコンパクトシティといっている、こういう集落みんなが移住するということは日本社会においてはなかなか考えられません。やはり土着の民ですし、その土地というのに依存するのが非常に大きいと思います。そういう意味でも、試験的にでも地域を、もちろん地域の合意が必要で、地域の皆さんが本当にこういうふう集落をやりたいとか、そういう相談があれば、市も積極的にいろんな制度、今説明していただいた制度を活用してできるよということ表現することが必要なと思ひまして、この8番目のモデル地区の選定や段階的に実装していくということも可能ではないかと提案したいが、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは最後の8番目、モデル地区の提案について、お答えをさせていただきます。

この空き家対策は、移住、都市づくり、観光、農業、福祉など、本市の重要施策と密接に関連しているため、単独の施策として扱うのではなく、これらの政策との整合や総合的な効果を踏まえて慎重な検討が求められるというふうに認識をしております。

一方で、制度が政策推進に必要であると判断される場合には、制度化の是非について検討が必要というふうに考えております。現時点では既存の制度で対応が可能であるというふうに考えておりますが、検討を行う際には市街化調整区域内の空き家活用の制度化について、モデル地区の指定も含め国や他自治体の制度、運用を参考にしつつ、手法や維持管理、財政負担等のリスクを十分に精査した上で判断していきたいと考えております。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 先ほど来言っているように、やはり市の仕事というのは環境をつくっていくことだと思います。要はできるというふうになっていないと市民はできないと感じてしまうので、今まで言っていたようにできることをしっかり発信していただき、それを伝えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 再質問にお答えいたします。

一般的な話になって申し訳ないんですけども、やはり行政というものは地域の課題をどうやったら解決し、実現できるかということに知恵を出し汗をかくものだと思っております。

すので、どうしてもやらなければならないのをやるということだけでなく、どうすればできるのかということを考えていきたいと思っておりますので、この制度につきましてもこれを使ってうまく地域の課題を解決するという視点でこれからも取り組んでいきたいと考えております。

○14番（田中陽介議員） 終わります。

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。再開を午後2時30分といたします。

（午後2時15分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第12号、第1番、田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） 田中遼です。

本日3月11日は、東日本大震災から15年となる日です。あの震災では避難所運営、物質輸送、医療支援など、行政の力が人命を守る現場で発揮されました。そして、私はこのような日を迎えるたびに全国の自治体の職員の皆様、そして日々この野洲市を支えてくださっている野洲市役所の職員の皆様の存在の大きさを改めて感じます。市民の生活を守る最前線に立つ皆様のご尽力にこの場を借りて敬意と感謝を申し上げたいと思います。その思いも込め、震災で犠牲になられた方々へ哀悼の意とともに、ここで黙禱をささげたいと思います。

そして続けて、東日本大震災では医療、通信、福祉、避難支援など、技術が人命を守る場面が数多くありました。本日私が取り上げる県立高専は、まさにそのような社会課題を技術で解決する人材を育てる教育機関です。その滋賀県立高専の開校に向けた県と市の円滑な連携を高く評価します。特に市主体の通学路整備やMIZBEステーションとの先行連携は、設置主体の枠を超えた優れたモデルです。2028年の開校が野洲市に新たな活気をもたらすことを、私自身も大きな期待を持って注視しています。教育現場に携わる立場、また野洲市議の有志たちとの膳所高校、野洲高校、守山北高校、八幡高校、守山高校等の視察を通じ、体系的な知識を重んじる県立高校の普通科教育の重要性を実感してきました。

ここで資料を提示します。こちらは県立高専のユーチューブ動画のスクリーンショットです。先ほどちょっとユーチューブの話題もありましたけど、これは再生数はちなみに1,179回ということで、ちょっと市長よりアピールがうまいのかなというふうに思ってお

ります。このホームページにもありますように、高専がPR動画でも掲げる知識と行動の両輪、動画にもあります青い文字のところですね。による学びは、培った知識を即座に社会問題の解決へとつなげるものであり、新たな教育の選択肢として大きな可能性を確信しています。

実践教育において、2027年3月開院予定の市立野洲地域医療センター、以下私は「やすせん」と名のります、が近くにあることは大きな利点です。医療現場の課題は、高専生にとって最高の実践フィールドとなります。ここで資料を提示します。皆様に提示したものは、ちょっと編集をしたものです。今画面で提示しているのは、もともとのホームページのものです。実は1つの事例が載っていたんですけど、ちょっと1つの画面では見にくいのかなと思ったので、これは公式ホームページに全て載っているものです。1つずつ案内したいなと思いますけども、これは熊本高専が開発した肢体不自由の方向への、少し触れるだけでタブレット入力ができるようにということで、タブレット端末と外部スイッチの装置になっていますね。次も行きましょうか。こういう形でもう実際に医療現場等に行って、使い勝手とかそういったものを試しておられます。この写真でここにも例を挙げてはるのが富山高専、長野高専、函館高専、新居浜高専といった形でされています。

3つ目ですけども、これが左の説明にちらっと出ていますけども、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、看護師、特別支援といった方らの協力を得てアプリの開発をしていたりというものの例です。それを編集して1つにまとめたのが皆さんにPDFでお示ししている資料のほうになります。

実際、熊本高専では、先ほどの資料にもありますように病院等と連携し、肢体不自由者向けのタブレット入力装置やリハビリ支援装置の開発など、具体的な成果を上げています。ここで本市を見れば、やすせんは整形外科疾患とリハビリを重点方針に掲げておられます。この分野はまさに工学との親和性が高く、高専の技術力が直結する領域です。ハード面の整備が着実に進む今こそ、次なる段階としてこの立地を生かした医工連携などのソフト面での協力体制を検討すべきと考えます。

以上を踏まえ、質問いたします。

質問1、やすせんと県立高専の医工連携について、本市として具体的な連携可能性を検討しているのか。検討しているのであればその方向性を、検討していないのであればその理由をお示しく下さい。

○議長（津村俊二） 駒井健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（駒井文昭） 田中議員の市立野洲地域医療センターと県立高専との医工連携について、具体的な連携可能性、するならする方向性と、しないならその理由をというご質問でございます。

市立野洲地域医療センターと県立高等専門学校との医工連携、その具体的な連携可能性の検討について、私、地域医療政策担当の立場と市立野洲地域医療センター、まだこれは出来上がっていませんが、その両方の立場からご答弁をさせていただきます。

現在のところ、野洲高専さん、私的にはこちらをやすせんと言いたいような気もするんですけども、とのそういった共同研究についての検討はいたしておりません。ややこしくなりますので正式名称で申し上げますと、その理由につきましては、当面新しい市立野洲地域医療センターにおける診療の充実と経営の安定化を図ること、これに専心したいというのが病院長のお考えでございまして、だからしていないということなんですけれども、強いて将来のことについて言及いたしますならば、これからやすせんさん、野洲高専さん、ややこしいですね。野洲高専さんにおいては、教員の募集を今現在されておられるところかと思えます。これから教員も定まっていくと思えます。その中で具体的なカリキュラムが検討されていくと思われます。田中議員が提議されました熊本高専の様々な取り組みにつきましては、私も調べましたけれども、いわゆる国立高専機構のプログラムの中に入って、その財源でもってされているものと承知しておるところなんですけれども、今後将来において野洲高専さんのほうから、議員がご指摘いただいております、ご指南いただいております医工連携に係る共同研究等の打診が近場にある市立野洲地域医療センターにあった場合には当然、患者の同意を前提に、病院長いわく、まずは臨床研究の場所を提供する形での協力はあり得ることかなというように所感を申されておられました。

そして、さらにその次のステージにつきましては、市立野洲地域医療センターの当該連携部門の状況、担当医はどういう先生がいるかとか、どれほどのそういった共同研究に時間を割く余裕があるかとか、そういったところとの兼ね合いでありますとか、研究費用や人材を当然研究ですから必要とするわけでございますが、それが野洲市あるいは市立野洲地域医療センターにおいて必要となるということであればその余力、そういったところを全て鑑みまして、何より野洲市民、あと市立野洲地域医療センターの運営、経営にプラスの効果が及ぶということでありましたら、連携を能動的あるいは積極的に行っていく可能性もあるかもしれないということを現状申し上げるのが関の山というところでございます、いくらあったらいいなというふう思うことではあるんですが、そういったことであ

っても、まだ相手方もはっきりしていない、なるかならないかも分からないというようなことについて、可能性がはっきりしていない現状においては、責任ある地域医療政策行政としては通常何も申し上げることができないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） 病院の経営の安定、まずは診療の安定のためという理由自体は病院で見れば前向きな答えだったので、それはそれでいいのかなというふうに感じました。

では、2つ目の質問となります。

先ほどは医療の話になりましたが、技術力を生かせる可能性は他にもあると考えます。これまでの質疑でもかなり出ていました防災・減災、河川・環境分野、農業技術の高度化、地域DXや行政効率化、どの分野だと一番連携の可能性があるかと市は認識しているのでしょうか。具体的にお示してください。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、田中議員の2点目のご質問につきまして、お答えのほうをさせていただきます。

現在、まだ高専の設置主体でございます公立大学法人滋賀県立大学から具体的な専攻分野については公表されておきませんので、いくつか挙げていただきましたけれども、具体的にどの分野ではと申し上げることはできませんが、現時点におきましては、学びのフィールドを提供する形での連携になるのではないかとというふうに想定をさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） 再質問です。

ぜひ市の、これは希望で構いません。希望で構いませんので、これを一緒にできたらいいなというものがもしあれば、これは希望で構いませんので教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） 田中議員の再質問につきまして、お答えをさせていただきます。

今申し上げたとおり、具体的な専攻分野が決まっておきませんので、これは相手さんの

あることをごさいますので、この分野ということでごちらが求愛を申しあげても、向こうのほうを受け止めていただけるかどうかというところもごさいますので、しっかりとその辺を確認させていただきながら、当該学校さんとも連携を密に取りながら、こういった形での連携ができるのかというところは検討してまいりたいというふうにごさいます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） 3つ目の質問です。

質問の冒頭であったハード面周りの整備等は既に進んでいる中、ソフト面においても、具体的な連携テーマというのを県へ提案していくというのが最終的にはあるのかなというふうにごさいます。今はまだ主体、向こうさんがどれだけの規模のものをするかということがはっきりしていないという答弁がありましたけれども、ただ、最終的に2028にはしっかりと形になっているわけです。2年後という、これはあつという間になります。それを見越して、この県立高専さんとの連携を県主導で委ねる立場で臨むのか、それとも、これは確定してからの話になります。それとも市から具体的テーマを提示する主体的立場で挑むのか、基本姿勢を伺います。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは3つ目の質問で、県立高専とのソフト面での連携についてのご質問であります。

やはり県立の高等専門学校でありますので、市が主体というのは難しいというふうなことは認識をしております。そして一方で、本市におきましても市内事業者や市民からも大きな期待が寄せられていることを踏まえまして、既に昨年8月になりますが、私のほうから県知事に対しまして大きく2点、市内の企業や自然を学びのフィールドとして活用することについて、もう一点は地元小中学校との出前授業や部活動等での連携について要望をさせていただいているところであります。市といたしましては、引き続き地元である地の利を生かしまして、市内に立地されている企業等と連携した取り組みを積極的に提案していきたいと考えております。

○議長（津村俊二） 田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） 知事へのアクション、ありがとうございます。高専は県立の教育機関ではありますが、本市に立地する以上、地域との関わりを深めていくことは野洲に

とっても重要だと感じております。

再質問として最後に1点、市長にお伺いします。

市長として、県立高専が野洲市に立地することを野洲の未来にとってどのような意味を持つものと受け止めておられるのか、その点についてお聞かせください。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 再質問にお答えいたします。

先ほど、やはり県立だということでありまして、当然滋賀県の学生さん、滋賀県の産業振興に資するためという部分が主たるものではありませんが、おっしゃるとおり、野洲市としても地元の地の利というものを生かして、我々も地元としての市の発展のために使っていくといたしますか、つなげていきたい思いはあります。例えば1つ挙げますと、企業が多く本市には立地しておりますが、その企業も当然この学生の確保を希望しているわけでありまして、そういった意味で、市としましては、県のこの高等学校の運営に当たって企業との連携というものを行う中で、これはなかなか言いづらい部分もあるんですが、できるだけこの市内に多くの学生さんが就職していただけるように、市内の産業の振興につながるようにということも少しでも結果が出るようにという形で私としましては動いていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（津村俊二） 田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） 私は、これからの野洲は技術と教育の力で社会課題を解決するまちになっていく可能性を持っていると感じています。

では、2つ目の質問になります。件名は、野洲市役所職員の手取りアップと行政サービス向上を同時に実現へ。総務省通知で現実味を帯びる制度整理についてです。

市長は、今回の施政方針演説の中で国民の手取りアップについて言及されました。物価上昇が続く中で、働く人の実質的な所得をどう確保していくかという問題は、国政だけでなく地方行政においても重要なテーマであると私も感じております。その観点から本日は少し視点を変え、野洲市役所で働く職員の手取りアップというテーマについて質問させていただきたいと思っております。

地方公務員法第38条第1項は、任命権者の許可なく営利企業への従事等を行ってはならないと規定しており、この枠組み自体は法律事項であり、本市が変更できるものではないということは当然承知しております。また、1、職務専念義務の確保、2、職務の公正の維持、3、公務員としての信用保持という3原則が制度の根幹であることも十分理解し

ております。

ここで資料を提示します。これは、令和7年6月11日付総務省通知というのでホームページに載っていたこれらの緩和により、実際に得られた成果や効果というのの例になっております。非常にたくさんあるので全部は紹介し切れないんですけども、一部拡大してご案内しますと、たまたまですけど割と近くの岐阜、和歌山、大阪といったところの事例が載っております。一方で、令和7年6月11日付総務省通知においては、法律改正を伴うものではなく、地方公務員法38条の枠内で運用の明確化や整理を図ることが示されました。資料中では、長野県、兵庫県、和歌山県、福井県など市町村の事例が紹介されており、いずれも法改正を行わず運用整理によって行政サービス向上や職員の副収入機会の拡大、すなわち実質的な手取りアップにつながった事例と理解しております。この資料で大事なことは、市民サービスもアップしているということで、市民側にもメリットがあるということだと私は思います。物価上昇が続く中で職員の実質的な手取りを確保することは重要であり、給与改定のみならず、法の範囲内で適法に収入機会を広げることも現実的な方策の1つであると考えます。

質問1、本市における野洲市営利企業等の従事制限に関する規制及び野洲市職員倫理規程に基づく許可運用について、過去4年間の申請件数、許可件数、不許可件数、取消し件数、類型別及び不許可理由の内訳を具体的な数値でお示してください。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは田中遼議員の本市における営利企業従事制限に関する規則また倫理規程に関する運用についての答弁をさせていただきます。

まず、営利企業等の従事に係る許可の状況におきましては、確認できる書類で4年と質問をいただきましたけれども、直近5年の状況ということでお答えさせていただきたいと思えます。申請の件数につきましては、令和7年度が54件、令和6年度が24件、令和5年度が27件、令和4年度が19件、令和3年度が17件でございます。また、不許可や取消しについてはございませんので、許可件数は申請件数と同数となっております。

また、内容につきましては、例年消防団への従事が約4割を占めておりまして、その他につきましては、自治会の役員であったり農業、あと不動産の貸付けなどがございます。

次に、野洲市の職員倫理規程についてですが、本規程につきましては、いわゆる関係業者等との会食への出席や、また講演に伴う報酬を受ける際に届出をしていただくということで、承認ではございませんが、届出をしていただいているという状況でございます。こ

ちらにつきましても、確認できる書類の中で5年ということで回答させていただきますが、届出件数については、令和7年度が23件、6年度が20件、5年度が31件、4年度が15件、令和3年度が3件という状況でございます。内容につきましては、主に公的な団体との懇親会や、あと寄稿等になっております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） 丁寧なご説明ありがとうございます。申請件数や許可件数まで整理して運用されているということで、制度がきちんと管理されているということがよく分かりました。

それに関連して再質問させていただきます。

申請件数が、過去5年いただきまして17、19、27、24というて次が54件と、かなり増えているなという印象を、今聞いていた人たちも恐らく感じたと思います。令和7年度54件というの、これも消防が多いというお話がありましたけども、この54件がちょっと大きいというのをどのような理由で分析されているといたしますか、理由がはっきり分かればいいですし、もし理由がはっきりしないのであれば、こういうことではないかという分析をされているかをお伺いしたいです。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 再質問にお答えいたします。

理由ははっきりしておりまして、こちらにつきましては国勢調査の調査員、そちらについては報酬を得て、市の職員が兼ねていることもございますので、その者の許可を与えているということになります。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） 答弁で制度の実態がよく理解できましたので、今後も適正な運用が継続されることを期待してこの質問は終わります。

質問の2つ目です。

本制度は許可制であり、個別案件ごとの総合判断であることは承知しております。しかし、5年にわたり、そしてこれだけの数の許可の判断が継続して行われてきた以上、判断には一定の傾向や実務上の目安が存在し、職員にとっての予見可能性が確保されているものと考えます。本市において時間制限の実務上の目安、利益相反をおそれありと判断する

範囲、報酬水準に関する判断基準について、実際の運用実態として整理可能な基準が存在するのか、市の認識を伺います。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 2点目のご質問にお答えいたします。

内部的な取決めといたしまして、営利企業等従事制限に係る取扱いを定めております。こちらにつきましては、許可の申請の多い、いわゆる事例に関する基準等を設定いたしまして、その基準に基づいて対応しているというような状況でございます。質問いただきました時間制限の実務上の目安、利益相反のおそれありとする判断の範囲、また報酬水準に関する判断基準といった細部の解釈があるところにつきましては、事例が申請された場合において、国の国家公務員の兼業許可の基準等を参考にさせていただいて判断させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） 時間制限や利益相反の考え方、報酬水準について今、国家公務員の例ということで一定の運用目安が整理されているということで、職員にとっても予見可能性が確保されていることが理解できました。制度というのはできるできないだけでなく、どこまでなら可能なのかが見えることが非常に重要だと感じております。本市においてもそうした運用整理が行われていることは大変心強く感じましたので、この質問については以上といたします。

質問の3つ目となります。

令和7年6月11日付総務省通知の趣旨を踏まえ、湖南4市内と比較した場合、本市の運用はどの水準にあると分析しているのか。また、地方公務員法38条の厳格な遵守を前提としながら、地域貢献の機会拡大、専門性発揮の促進、行政サービス向上、職員の実質的な手取りアップにつながる運用整理について検討する考えはあるのか、市の見解を伺います。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 3点目のご質問にお答えいたします。

令和7年6月11日の総務省通知の内容で、兼業に関する許可の関係が通知されたというようなことは承知しておりますが、ご質問いただいた後で草津市、栗東市、守山市に確認させていただきまして、現時点では本市と同様に、現在総務省からの技術的助言

という形でこの通知は捉えておりますので、本市と同様に整理までは至っていないというような回答をもらっております。よって、本市と今現時点では同水準ではないのかなと推察するところがございます。

今後につきましては、公務能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位保持、これは先ほど田中遼議員が十分理解していただいているということでございますので、こうした公務員の兼業許可制度の趣旨を前提としつつ、職員が有する知識、技能をいかに自己実現や地域貢献につながるような兼業を行うことについて、こちらにつきましては職員の自立的なキャリア形成の促進やモチベーションの向上を通じて、いわゆる本業にも好影響を与えるというものでございますので、本市についても、職員の能力の向上の方針として職員が自ら成長していくということを掲げておりますので、それにつながるものであるとは考えております。

さらに、今回の総務省通知につきましては、採用や離職防止に好影響を与えるであったりとか人材確保や定着に向けても有益であるとされておりますので、このような点からも総務省の助言を踏まえた運用整理については検討していきたいと考えておりますので、そうしたお答えとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） 総務省通知の趣旨も踏まえながら、本市としても制度運用の整理について検討されているということで、大変前向きな姿勢であると感じました。特にキャリア形成と成長という部分に関しての言及があったというのは、公務員の就職を考えている者たちにとっては非常に魅力的に聞こえる言葉だと感じます。

施政方針演説の中で、女性総理について市長が言及されました。私もその総理の言葉を聞いていましたけども、賛否がある言葉かもしれないですけど、総理が申された働いて働いて働いて働いてという言葉ですけど、あれは私は自分が同意のもとで自分の能力をフルで発揮するという意味であれば、私は何ら間違ったことではないと考えております。20代、30代、40代が特にそうだと思うんですけども、働きたいという人物もいるわけです。自分の能力をフルで発揮したいという人物もいるわけです。手前みそですが、私もそうであるというふうに自分で思っております。フルで1日10時間、15時間は楽しいのでやっているのであって、そういうふうを感じる職員もいるというふうに私は思っています。働き方改革というのは、あくまで働き方の改革であって、働かない改革であっては

いけないと私は思っています。そういう意味で、働きたい、より能力を発揮したいという優秀な人材に魅力を持ってもらえる仕組みというのは非常にいいことだと思っておりますので、今日の答弁は非常に私はいいものだなというふうに思っております。

では、次の質問に移ります。

3つ目の質問です。タイトルは、駅前アリーナ構想における意見の相違から野洲市民を守る。豊橋アリーナと野洲病院の2つの住民投票から導く解決策です。

私は長崎アリーナ、SAGAアリーナ、神戸ジーライオンアリーナ、ダイハツアリーナ等の視察を通じ、アリーナが都市戦略に与える影響を感じました。アリーナの是非を含め、野洲の未来像を多角的に検討するため、会派名をネクストYASU・アリーナ会議に刷新し、調査研究に邁進いたします。

一方で、全国を見ると、アリーナ整備が大きな政治的争点となる事例も生じています。愛知県豊橋市では、新アリーナ事業継続の賛否を問う住民投票が2025年7月に実施されました。アリーナ計画が市長選の争点となり、住民投票にまで発展したこの事例は、アリーナ整備がまちの未来を左右する重要なテーマである一方、合意形成を誤れば地域社会の分断や政治的混乱を招きかねないことを示しています。

そして、野洲市にも経験があります。2017年11月26日、JR野洲駅南口での建設を目指していた野洲市民病院計画の是非を問う住民投票が実施されました。しかし、投票率は48.52%にとどまり、条例の規定により不成立となりました。

ここで資料を提示します。これは産経新聞のウェブ版です。現在もこれは閲覧可能となっております。当時の産経新聞の見出しは、「滋賀・野洲の住民投票、50%届かず不成立 市民病院計画の是非、市と議会の内輪もめに市民冷めたか」というものでした。私は、このようなタイトルで野洲が全国誌に載る状況を再び生み出すことは避けたいと思っております。次に野洲が全国紙を飾るなら、「野洲高校サッカー再び日本一」か「県立高専から数学オリンピック金メダリストが出ました」といった明るいニュースで紙面をにぎわせたいものです。今日は新聞社の方はおられませんね。おられたら、大きく記事で扱ってほしいなということをお願いしようと思っておりました。

だからこそ、本日は建設の賛否ではなく、意思決定の設計について問います。将来、アリーナをはじめとする大規模公共施設整備が社会的対立を生む可能性を踏まえ、野洲市としてどのようなプロセス設計を持っているのかを明確にしておくことが重要であると考えます。

以上を踏まえ、以下質問いたします。

質問の1つ目です。本市は、大規模公共施設整備における市民合意形成をどのように定義しているのか。説明会、パブリックコメント、議会議決の積み重ねをもって十分と考えるのか、それとも別の整理を想定しているのかお示してください。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、田中議員の駅前アリーナ構想における意見の相違から野洲市民を守るということで、1点目の市民合意形成につきまして、お答えのほうをさせていただきたいと思います。

市民の合意形成につきましては、一般論で申し上げますと、大規模な公共施設の整備にかかわらず、地方自治の政策決定、いわゆる市民の合意形成につきましては、住民のニーズ等に基づきまして、首長と住民代表機能を有します議会が二元代表制のもとで対等な立場で議論をしていただきながら、最終的な意思決定、合意形成を行っていくことが原則というふうに認識をさせていただいているところでございます。その合意形成の過程におきまして、市民参加という形でパブリックコメントや、あるいは審議会、またワークショップ等の開催などが想定されるものと認識をさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） ありがとうございます。説明会、パブリックコメント、そして議会議決などを含め、段階的に市民合意形成を図るという整理について理解いたしました。本市としては、市民合意形成を意識した手続を考えていることが確認できましたので、この質問は以上といたします。

次に、質問の2つ目です。

市民意見が拮抗していると本市はどのような指標で判断するのか。パブリックコメントや説明会、世論調査等の基準はあるのか。また、そのように判断した場合、どの段階で立ち止まり、どのような追加手続を想定しているのかお示してください。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、2点目の市民意見が拮抗している場合についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。そもそも論としてお答えのほうをさせていただきたいなというふうに思います。

市民の意見を把握する方法といたしましては、アンケートや、あるいはパブリックコメ

ント、また市民懇談会や世論調査等の手法があると考えているところがございますが、可能な限り意見が拮抗しないよう進めていくことが最も重要であるというふうに認識をしているところがございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） 意見が拮抗しないことが一番よいというのは私も同じ気持ちです。した場合の話を聞いていますので、その答弁をお願いしたいです。再質問です。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） 田中議員の再質問につきまして、お答えをさせていただきます。

基準をご質問でございますので、具体的な基準というところは、こちらのほうは認識はさせていただいてないというところがございます。ただ、復唱になりますけれども、今申し上げたとおり、田中議員がおっしゃる拮抗というところがございますけれども、拮抗にならないように丁寧に説明をさせていただきながら、成熟した議論をさせていただきながら進めていくというところが一番重要かなというふうに考えているところがございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） 分かりました。

次の質問です。質問3つ目です。

豊橋のアリーナのように大規模事業が市長選の争点となった場合、その選挙結果をもって当該事業への民意とするのか。それとも個別に住民投票等の意思確認が必要と考えるのか。選挙と住民投票の役割の違いに触れて、基本的見解を伺いたいと思います。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、3点目の選挙と住民投票の役割の違いについてのご質問にお答えいたします。

初めに、首長選挙と住民投票の違いにつきましては、一般論で申し上げますと、人を選ぶのか事案の賛否を問うのかという目的と、投票結果の法的拘束力にあると認識しております。特に住民投票におきましては、多くは尊重義務にとどまるものでありまして、法的拘束力を有しないということが大きく異なる点と考えております。

また、大規模事業が首長選挙の争点になった場合におきまして、別途住民投票等の意思

確認は必要かとのご質問につきましては、手段としてはあり得ると考えております。しかし、さきに政策調整部長が申し上げましたが、議員もご承知のとおり、地方自治におきましては二元代表制のもとで対等な立場で議論を展開し、最終的な意思決定を行っていくことが原則と考えております。したがって、二元代表制の一翼を担います議事機関として、市民の代表である田中遼議員をはじめまして、各議員としっかりと議論を進めていくことが何より必要だと考えております。それが我々の役割ではないかというふうに思っております。

なお、市民の方々には説明会等の機会を積極的に創出し、丁寧な説明等を積み重ねていくことは当然のことと考えております。

○議長（津村俊二） 田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） ありがとうございます。市長選挙と住民投票はそれぞれ役割が異なるという整理について理解いたしました。選挙は市政全体に対する評価であり、住民投票は特定の政策に対する意思確認という側面がある点は、地方自治を考える上で重要な視点だと思います。本市としてはそのような制度の違いを踏まえて考えていることが確認できましたので、この質問を踏まえてラスト、再質問をさせていただきます。

3月9日の市長答弁の中で、私は印象に残ったご発言が2つありました。1つは、13時26分頃の、方針転換は否定されるものではない。ただ、その場合説明が必要だというご発言です。もう一つは、16時18分頃の、市民の願いを全て聞くことが必ずしもよいまちづくりではない。バランスが大事だというご発言でした。いずれも市政運営の本質を示す重要な視点であると考えております。ビジネスでも行政でも本質では同じだと実感しており、とても共感しております。市政というものは、時間の経過とともに社会状況が変化し、当初には想定されていなかった政策テーマが新たに浮上してくることもあると思います。例えば、私自身も選挙の前後で状況が変化する中、従来の考え方を見直した部分はいくつかあります。そのため、最近は何故考え方が変わったのか、どのような状況変化があったのかを説明する機会が以前より増えていると感じています。そのような中で、市民に状況の変化を丁寧に説明した上で、もし当時よりもよい選択肢が見えているのであれば、当初にはなかった選択肢であっても検討していくという考え方も自然な判断の1つではないかと私は感じております。

そこでお伺いします。

社会状況の変化や新たな選択肢が生まれる中で、よりよい選択肢が見える可能性がある

場合の政策判断について、市長の考えをお聞かせください。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

誰しもが選挙のときに掲げたものが最善最良で、それでしかいけないというわけではないと思っております。大事なのはどこを目指すのか、どの部分をしっかりと守っていくのかということだと思っております。その到達点に向かうプロセスにおいて、若干のルートの変更、手法の変更というものは十分あると思っておりますし、そこをしっかりと議論をして様々な意見も踏まえながら、最終的にどの手段をもってそのゴールにたどり着くのかということだと思っておりますので、それは排除されるべきものではないと思っております。

○議長（津村俊二） 田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） ありがとうございます。市長のお考え、よく理解いたしました。

最後の質問者となりましたので、一言だけ申し上げます。

議会の世界では、最後の質問は少し得だと言われることがあります。さきに質問された議員の皆様によって論点がかなり整理されているからです。本日、ここまで議論を重ねてこられた議長、議員、そしてご丁寧に答弁いただいた執行部の皆様にお礼を申し上げます。

また、こうした答弁の裏側では、資料整理や答弁作成に関わっておられる職員の皆様のご尽力があることも承知しております。

以上で私の質問を終わり、と言いますと、ちょこちょこ皆様が資料を片づけ始められました。ちょうど私の授業が終わるときの生徒たちと同じ光景でして、少し親近感を覚えました。

では、本当に以上で私の質問を終わります。

○議長（津村俊二） 以上で、通告による一般質問は終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明12日から3月24日までの13日間は、各委員会での議案審査のため、休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、明12日から3月24日までの13日間は、各委員会での議案審査のため休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。

来る3月25日は、午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。(午後3時23分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和8年3月11日

野洲市議会議長                    津 村 俊 二

署 名 議 員                    永 島 知 香

署 名 議 員                    遠 藤 総一郎